

予 算 決 算 常 任 委 員 会

平成23年9月13日  
午前9時00分 開会  
於 斑鳩町第一会議室

議 長

嶋 田 善 行

委 員 長

里 川 宜 志 子

副 委 員 長

伴 吉 晴

出 席 委 員

小 野 隆 雄

飯 高 昭 二

辻 善 次

欠 席 委 員

吉 野 俊 明

理 事 者 出 席

町 長

小 城 利 重

副 町 長

池 田 善 紀

教 育 長

清 水 建 也

総 務 部 長

西 本 喜 一

総 務 課 長

黒 崎 益 範

企 画 財 政 課 長

西 巻 昭 男

税 務 課 長

加 藤 惠 三

住 民 生 活 部 長

乾 善 亮

福 祉 課 長

植 村 俊 彦

国 保 医 療 課 長

寺 田 良 信

健 康 対 策 課 長

西 梶 浩 司

住 民 課 長

清 水 昭 雄

環 境 対 策 課 長

栗 本 公 生

都 市 建 設 部 長

藤 川 岳 志

建 設 課 長

川 端 伸 和

観 光 産 業 課 長

清 水 修 一

都 市 整 備 課 長

井 上 貴 至

会 計 管 理 者

野 崎 一 也

教 委 総 務 課 長

西 川 肇

生 涯 学 習 課 長

佃 田 眞 規

上 下 水 道 部 長

谷 口 裕 司

議 会 事 務 局 職 員

議 会 事 務 局 長

藤 原 伸 宏

係 長

安 藤 容 子

(午前 9時00分 開会)

○里川委員長 おはようございます。

それでは再開をさせていただきます。

本日は、第4款 衛生費について、説明を既に受けておりますので、質疑をお受けしてまいります。成果報告書の173ページから210ページまでの範囲となります。

委員の皆さんのほうで質疑がございましたら、順次受け付けていきます。

いかがでしょうか。辻委員

○辻委員 ちょっと健診の率ということで1点だけ、何点かあるねけど、まとめてすみませんねけど。まず、180ページの母子衛生費の中で、乳児健診の受診率が昨年よりちょっと減っているのと、それと、あと181ページの1歳6ヵ月児は98.4%、3歳児が91.9%とか率になってますけども、2歳6ヵ月児健診が63.6%ということで、かなり低いということと、それとちょっとまとめて、同じような関係ですので。それと183ページの新生児訪問の実施ということで、同じような関係ですので、ちょっとこれも昨年より率が下がってきてます。できたら100%新生児の訪問は原則やと思いますけども、その辺がどのような関係で減っているのか、少ないのか、あとどのように対応されるのか、その辺だけちょっとお願いします。

○里川委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 それではまず1点目、乳児健診が若干少なくなっているということ、これは乳児健診が3・4ヵ月、9・10ヵ月の健診でございまして、これは個別健診ということで子どもさんのかかりつけのほうで受診をしていただくということになっております。

それと1歳6ヵ月健診の受診率が低いということでございます。これの大きな原因は、1歳6ヵ月、3歳児健診は法律でも決まっている健診で個別通知をさしていただいております。2歳6ヵ月健診は、22年度までは個別通知をしておりませんでしたことから、ほかの健診に比べて受診率が低いと。今年度からそういったことから2歳6ヵ月健診も個別通知をさしていただいております。今まで2回、2歳6ヵ月健診あったんですけど、それは80%を超えてございまして、9月8日には3回目を実施しましたが、90%ぐらいの受診率となっております。

それと、新生児訪問なんですけども、これは母子健康手帳、妊娠されましたら窓口に来られて交付させていただきますが、そのときに出生後に新生児訪問を予約予約いただ

くはがきも同時にさしていただいております。大体出生後2ヵ月ぐらいまでに訪問を行うようにしております、ただ約10%の方に訪問してないということでございますが、2子以降の方で断られる場合もございます。それとあと長期の里帰り出産されている場合もございます。それと家にはちょっと訪問はできませんけども、保健センターのほうに行きますという方もおられますので、そういった保健センターに来ていただく方は新生児訪問の中には入れておりませんが、その約10%にはそういった方々がおられます。

ただ、今委員もおっしゃっておられるように、新生児訪問が若干10%訪問しておりませんが、次に乳児健診また1歳6ヵ月健診、2歳6ヵ月健診、3歳児健診ということで、予防接種、その方の未受診者については、乳幼児の状況というのを確認しております、虐待等の関係も含めた中で未受診者の確認をしております。

22年度は未受診者21人おられましたけども、そういった各健診や予防接種などをチェックさしていただいたり、その後の乳幼児訪問等でも状況を確認する中で、その未受診者もすべて確認をしてきているという状況でございます。以上でございます。

○里川委員長 よろしいですか。ほかに、委員さんのほうでございませうでしょうか。

小野委員。

○小野委員 179ページ、高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の助成ということで、この実施内容ということで、70歳以上の高齢者を対象に22年度より費用の一部助成を町単独でされているという説明を受けましたが、私ことしで65歳です。病院へ行きますと、65歳になったらこれを受けようというようなポスターを張ってますねけどね。一応高齢者というのは65歳からだと思うんですが、その町単独でこれの一部助成を実施されたということですが、70歳以上として限定されたその理由なんですね。その点ちょっとどういうことなのかなということをご説明してください。

○里川委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 高齢者の肺炎球菌ワクチンにつきましては、全市町村が実施している部分ではございません。ただ、いろいろ各県内でも7市町村が実施している状況でありまして、そういったことも状況を見る中で、70歳以上ということで年齢を切らしていただいたわけでございます。ただおっしゃったように、この肺炎球菌ワクチンと、インフルエンザワクチン接種することで肺炎を防止するということでは効果やというふうには聞いておりますけども、斑鳩町では一応70歳以上の方で一律3,000円を公費

負担さしていただくということで、22年度から実施をさしていただいたところでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 今ちょっと私変な聞き方したから。一応高齢者、65歳以上は高齢者という形で決まっているでしょ。だから、それやったら何も内容の中でね、70歳以上の方は対象でいいと思うんですよ。それと私が今聞きたいのは、そういう病院とかではね、高齢者というのが65歳という考え方で見ているんだからね、65歳になったらワクチンを受けましょうというポスター、啓発をしているんでね。なぜそれにストレートに乗っていかなかったのかと聞いているんですよ。予算的なことがあるのか、いやまあ65から70までは高齢者とは思っていないねやとかね、その病院なんかではもう65歳になったら受けましょうという啓発が知らなかったのかね、これらを導入するときね。対象者が4,657人、そのうちの6.何パーセント、まあ言うてみたらわずかなんですがね。そこらに対しての齟齬といいますかね、考え方をもう1回はっきりしてほしいなということです。

これを導入して町単独でやっていこうとするときにね、そういうことを考えてなかったのか、いやまあこういう理由で70未満65歳以上の高齢者は排除したんだというのか、それを教えてください。

○里川委員長 池田副町長。

○池田副町長 これ当初導入するとき、町単事業であるということ、それともう1点は敬老会も70歳以上にさしていただいております。それで高齢者優待券につきましては70歳以上にさしておりますので、それらを考えまして、まず70歳以上でやっていこうということでは。確かに医療機関に行きますと、個人のお医者さんでも、これ任意接種ですので、個人である場合は65歳で受けましょうという勧奨はしておりますけども、町単事業として実施しておりますので、当面70歳からやっていこうということで要綱の制定のときに議論はさせていただいた経緯がございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 医療機関にはそういうぐあいに啓発してあるけど、65歳から70歳までは敬老もしてない、高齢者扱いはしてないんやということで、まあ皮肉に理解しておきます。

それじゃ次なんですがね。ちょっと昨日の部長の説明、疲れてたのかどうか理解しに

くい所たくさんあったんですがね。総体的に、この実施内容の順番に従ってなくて、何か関連するからだと思うんですが、こうめくるのが多かったように思いますねけどね。その点はこちらのほうも勉強不足だということで済ませておきますが、わかりやすい説明、つかみやすい説明をお願いしたいなということと、その中で195ページの、火葬場の周辺対策、それとかちょっと探したけどわからなくなったんやけどね、208ページの衛生処理場の周辺対策、それとか210ページの鳩水園の維持管理とか、これらについてね、周辺環境の保全に努めるため、施設周辺の環境整備を実施した。例えば、195ページ、火葬場の周辺対策については1,166万9,100円執行されているんですけどね。実施したということで、どういうことをね、例えばこういうこと他しましたというような、それらをちょっと説明してもらいたいなと思うんですよ。でないと、それにしたんですよというだけやったら、どんな効果があったのかね、どういうことで1,000万以上の支出をしておるんやとかね、わからないと思うんですよ。まあ決算監査なんかやったらね、その中のものについても全部出しておられると思いますけどね。これ調べていったら出てくるんやろと思うねけど。そこまで今ちょっと私は勉強不足ですので、これによって説明されているんだったら、少しそんなことも加えてほしいなと、そのように思うんですが、その点どうですか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 それぞれ火葬場、衛生処理場、鳩水園の周辺対策につきましては、主に地元自治体から出ました要望に対しての周辺対策事業を実施をしているところです。

まず、火葬場の周辺対策事業でご説明をいたしますと、三井自治会及び東里自治会に対しまして、地元要望に対して事業を実施しております。

三井自治会につきましては、水路の改修につきまして、町単独土地改良事業として実施をされております。地元負担分として156万8,500円を火葬場費から支出をしております。

東里自治会につきましては、こちら町単独土地改良事業の水路改修の地元負担分をはじめ5事業に対しまして、火葬場費から1,004万1,800円を支出をしております。また、これは補償要望ではございませんが、東里地区集会所の横にあります公園のすべり台の修理として5万8,800円を支出をしております、合計1,166万9,100円を火葬場の周辺対策事業として支出をしております。

次に、衛生処理場の周辺対策事業であります。こちらにつきましては、高安自治会、

幸前自治会、高安西団地自治会、高安睦自治会に対してのご要望に対しての周辺対策事業であります。高安自治会につきましては、町単独土地改良事業の農道舗装の地元負担分など7事業に対しまして891万9,256円。高安西団地につきましては、地元整備工事の水路浚渫工事といたしまして21万8,528円を支出しております。補償要望ではございませんが、高安西団地のごみステーションの整備工事として37万3,800円を支出しております。

合計塵芥処理費からは951万1,584円の支出となっております。

最後に鳩水園の周辺対策であります。こちらにつきましては、神南自治会に対しましてのご要望に対しましての周辺対策でございます。神南公民館のトイレ、公共下水道接続工事の地元負担分など、3事業に対しまして288万7,200円を平成22年度では支出をしたところであります。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 今、神南のその公民館のトイレとかで288万とかいう、それはどこから支出したんですか。補償補填及び賠償金、これかな。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 209ページの支出状況、し尿処理費の支出状況の補償補填及び賠償金288万7,200円が周辺対策事業であります。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 私の聞いているのはね、210ページの鳩水園の維持管理ということで、し尿の安定的な処理及び施設周辺環境の保全に努めるためということで、これはどういうことですか。7,900万余りの、この内容をおしえてください。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 鳩水園の維持管理事業につきましては、主に施設の運営、あるいは施設の補修等で支出をしたもので7,945万1,761円となっております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それはまあこの実施内容でね、施設周辺環境の保全に努めるということやから、施設の周辺のね、先ほどの火葬場とかね、それとか衛生処理場の周辺に対するそれと同じような書き方になっているからね、それはまあ今課長おっしゃっているのは、鳩水園のその施設の中での適切な維持管理を行ったということでおっしゃってるけど。この前に書いてある施設周辺環境の保全に努めるためということで、ちょっと、ああそう

かニュアンス違うのかな。だけどね、微妙な言い回しになってくるのかなと思うんですがね。それらもうちょっとわかりやすい説明をしてもらいたいなど、そのように思います。

それとすみません、そのままいきます。197ページの飼い猫不妊手術費の助成ということで、これも長年こういう形で、その野良猫対策として取り組んでこられた、まあ事業と言えば事業ですが、手術費用の一部を助成ということですね。これもね、余り効果ないのかなと思うんですよ。私どもの錦ヶ丘には野良猫がたくさんいてるんですよ。それで自治会の役員会でも常に議論になるんですよ。あるときの自治会の役員さんなんかは、それをとらまえようとしたりね、だけど、もし飼い猫だったらどうするんだということもありますしね。なかなかその野良猫等による危害・迷惑の防止を図るためにというんだったら、これもそれはひとつの要因として効果もあるんかもわかりませんがね。もっと違った意味のやり方はないのかなと思っているんですが。もう野良猫対策としてはお手上げの状態なんですかね。これはこの場所で聞くのがいいのかどうかわかりませんがね、どうなのでしょう。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 猫につきましては、愛護の観点からの法律しかなく、捕獲する根拠法令というのがございません。また保護するということはできるんですけども、放し飼いが主流になっているため、飼い猫か、野良猫かの区別がつかず、むやみに保護することもできないというのが現状であります。このようなことから、庭あるいは畑の危害で悩んでおられる方が多いのは町としても存じ上げているところであります。現在のところ、効果的な対策はないわけですが、自治会によりましては、飼い猫と野良猫を区別するため、飼い猫には必ずリボンや鈴といった目印をつけることとし、目印のない猫を保護して町に届けられる自治会もございますが、なかなか保護することも難しく、危害の解消までに至っていない状況であります。

しかしながら、この飼い猫不妊手術の助成事業によりまして、わずかながらではありますが、保護される猫の件数が減ってきております。ピーク時では年間75匹が町のほうに届けられておりましたが、平成22年度では15匹と、助成制度創設後は2分の1以下になっています。飼い主がいない不幸な猫が不妊手術の助成によりまして減少しているのではないかなというふうに考えております。

今後も啓発活動とともに助成事業、この助成事業の充実を図って行って、そういった

野良猫の危害を防止をしてまいりたいというふうに考えております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 課長ね、野良猫の不妊手術だったら野良猫はふえないんですよ。飼い猫の不妊手術してもね、野良猫がふえるとは限らないんですよ。私はね、そういう要素もあるだろうと言うたのはね、飼い猫が子どもを産んでね、それが野良猫に変わっていくということはね、まずはその家の方がその猫を捨てるというんですかね、動物愛護のことでなくて捨てることによって野良猫ができるのか、今いる野良猫が不妊手術を受けてないから、幾らでも子孫をふやしていくという、その状態なんですよ。だからそこらのね、そういう野良猫をふえないというのはね、ことにもなるかもわからんとは、私はもう百歩譲って言うているんですよ。そこらを酌まなあかんと思うんですよ。それと実際、錦ヶ丘ではね、人的被害、そういう話もうちの自治会からあったと思うんですよ。それで当時の役員さんらも必死になってやりかけたことがあるんですよ。それと保護されている、捕獲されているというのは、もうそういうことをできない状態になっているから、いわば25号線が車が少いやんか、もうふえてないやんか、だからバイパス必要ないやんかという理論と一緒にやと思うんです。しっかりとね、その野良猫が与えている被害を、皆さん、きちっとこれは行政でできかねることやと思うけどね、それこそ行政と住民とが協働してやるのが、こういう飼い猫の避妊手術に助成することによって、それがある程度やってますというんじゃないかとね、もっと工夫せないかんと思うねけどね。だから、もう私どもの錦ヶ丘では、毎回その役員が替わるたびに野良猫に対する被害、餌を与えないでください、餌を与えないでください言うても、野良猫はいろんなどこに入ってね、餌をあさってやっています。飼い猫よりかしこいですわね、自分らで生きるためにやっとする。それとリボンの話もしています。だけど、リボンをしてない飼い猫もそれはいるんですよ。それを発見したからいうて、それを捕獲する手段というのはないんですよ、みんなにはね。だから、そこらがね、どうすればいいのかなと思うてね、今のところこういう形でしかしょうがないのかなとは思いつながらやっているんだけど、やっぱりもうひと工夫お願いしたいなと、真剣に考えてもらいたいなと思っているんですがね。環境衛生としての分野になるからね、もう少し、何かひと工夫が考えられないかなと思うんで、ま、今すぐじゃなくても結構ですけど、この不妊手術の助成金も、どういう推移しているのかなと思ったりもしてるねけれどね。そこら、何かひと工夫していく気持ちはないですかね。

○里川委員長 乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 ただいまのご質問でございますけれども、今の飼い猫に対してはこういう不妊手術の助成をやっておりますけれども、野良猫の対策についてもいろいろ自治会長さんとも、住民の方々とも、いろいろご相談を受ける中で、いろいろ対策はとってきているんですけど、これといった抜本的な有効な対策というのがまだとられてない状況でございますけれども、今後またいろいろな他市町村のそういう対策をとっておられる所もあると思いますので、そういった状況もいろいろ研究する中で検討してまいりたいと考えております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そういう、受け身で、これをやっているからということとか、そりゃリボン付けてとか、自主的に自治会がというような話ではなくてね。今、部長、一応そういうような他の市町村が検討しても同じようなことで悩んでおられるのかもわかりませんがね。とりあえずそういうことをしていただいているということをおね、やっぱり自治会のほうに言いたいのでね、今の状態やったらね、この不妊手術費の助成だけでしかもどうもなんのですよと言ってしまったらね、何もしてもらわれへんのかということになりますしね。実際、そりゃそういう危害を与えるアライグマやったら捕獲するためのいろんな方策も検討しておられるということですのでね。だけど、野良猫に対しては余りできない、できないで来ているような気がしますので、ぜひとも何かいい案を見つけていただきたいなと思いますので、よろしく願いしときます。以上です。

○里川委員長 ほかに。飯高委員。

○飯高委員 178から9にかけてなんですけどね。細菌性髄膜炎の予防接種ということでヒブワクチン。当町は早くから単独事業としてしていただきまして、後に国の補助を受けたということで全額助成、このヒブワクチンと同時に小児用、また子宮頸がんワクチンも全額助成ということでなっております。はじめてから少したって、健康被害というんですか、いろいろニュースで出たりして、一時は国のほうからその因果関係についていろいろ追及して、結局は認められなかったという経緯がございます。接種率はそれによって一時は下がったかなと思います。ただ、その後において、やはりそういう受けるのを懸念されているという状況もあったとは思いますが、そういう経緯を踏まえて、この接種ワクチンの接種率の状況等について、お伺いしたいと思います。

○里川委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長　ただいま委員さんの申されたように、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌はことしの3月上旬に死亡例が出たことから、3月いっぱいまで接種の見合わせがございました。2月から実施の中でもう1ヵ月まるまる接種できないという状況がございました。ただその後、因果関係がないということで、また4月から接種が再開されたところでございます。それと子宮頸がん予防ワクチンにつきましても、2月から実施の中で、ワクチン自身が不足するという事態にもなっておりましたが、ことしの夏ごろからそのワクチンも出回ってきているという状況でございます。

それで接種の人数でちょっとご報告をさせていただきたいと思います。ヒブワクチンにつきましては、23年度4月以降7月末まで208人の方が接種されておられます。小児用肺炎球菌ワクチンは同じく4月から7月末までに284人、子宮頸がん予防ワクチンは同じく4月から7月末までに92人ということで、接種される方が徐々にふえてきているという状況でございます。

○里川委員長　飯高委員。

○飯高委員　他市町村に比べてかなり率的には高いかなとは思いますが、これから周知をお願いしたいということと、子宮頸がんワクチンで、中学校で1回接種で、高校になったときに継続してするということが当町決められているんですけども、そういう方は何人おられたか、ちょっと参考にお聞かせ願いたいと思います。

○里川委員長　西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長　昨年度中学3年生の対象者の方が138人おられまして、この方に対しては、接種が3回その年で終わらないということとワクチンがないということで、今年度、高校1年生になられた場合も、ことしも接種対象ということで、138人の方が高校1年生まで接種できるということでございます。この方たちに対しては、ワクチンが充足したときに、夏に、個別で通知をさせていただいて、9月末までに受けてもらわないと6ヵ月に3回受けることができませんので、現在の中学3年生及び今の高校1年生の方に対しては個別で通知をさせていただいているところでございます。

○里川委員長　飯高委員。

○飯高委員　わかりました。それと、今後これ全額助成ということになっているんですけども。来年度、国のほうではどうなるかわからないんですけども。そういった今の段階での見通しというんですか、国の補助、そういう形で今回と同様出るのかどうかということについて、ちょっと見通しだけお願いしたいと思います。

○里川委員長 西梶健康対策課長。

○西梶健康対策課長 国のほうから、このワクチンにつきましては、本来、基金を積み立てて、来年3月末までうつということ当初来ておりましたけども、国のほうから基金の延長に関しましては、現在その方向で検討中ですというものが来ております。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 この3ワクチンについては、やはり女性の健康、また子どもの命を守るための大切な予防接種ワクチンですので、町のほうからもね、今後もまた国に要望していただきたいと思います。

それと208ページ、環境パトロールの実施ということで、数値を見ますと、かなり21年度、22年度比較しますと、約2倍弱の量になっているんですけども、この点についてちょっとお伺いしたいと思います。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 環境パトロールのごみの回収であります。平成22年度につきましては、週1回52回の環境パトロールを実施をしております。量につきましては、ちょっと若干ふえたという状況でございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 ふえているということで、かなりふえているなという気もするんですけど、そのどこで、どのような内容がふえてきたんかという中身なんですけども、特別なそういう影響があったのか。どのような見方をされているのかということで、結果的に。

○里川委員長 パトロール回数がふえたのか、どうなのか。ふえたことによってそうなったのか。それとも何か原因があってふえたというふうに考えているのか。その辺、説明できますか。栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 パトロール回数には変動はございません。ただ、環境保全推進委員の方の通報が平成21年度よりもはるかにふえております。そういった方の処理というか、拾っていただいたごみの量も環境パトロールのときに回収していますので、その分で21年度より大幅にふえたという状況であります。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 ごみの量というのは、ポイ捨てとかいう形でされて、それを抑止していかないといけないとともに、やっぱりまた周辺の人がそういう意識を持ってね、していただ

いたという結果もここにあるかなとは思いますが。それで結構です。

○里川委員長 ほかにも。伴委員。

○伴委員 199ページの廃食用油回収なんですけど、これ家庭から出る分でこれでリサイクルの製品の配布をしていただいていると。これはわかるんですけど、これは204ページのバイオディーゼルのあっちのほうにはやっぱりこの家庭のやつは使えないわけでしょうか。それとも片方はリサイクルの製品を渡す、片方は燃料にする、これは確か昨日ですか、給食のそういう油でやっているような説明をいただいたと思いますねけど、そのあたり教えていただけますでしょうか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 廃食用油の回収事業であります。平成21年度までは家庭からの廃食用油につきましては、龍田川流域の生活排水対策会議のほうで洗剤にリサイクルしておりましたので、バイオディーゼル燃料につきましては、学校給食から出る廃食用油でバイオディーゼル燃料を精製をしております。しかし、22年度からは龍田川流域での洗剤のリサイクルは廃止をいたしました。22年度からは家庭用の廃食用油、学校給食の廃食用油もすべてバイオディーゼル燃料に精製をしているという状況であります。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今の説明でしたら、この204ページで確かにバイオディーゼルの燃料の使用量4,660から7,120にふえてますねけど、これは結局この5,500、199ページの5,500ぐらいのやつがこれぐらいの量とこの辺の数量的なものがちょっと合わないように思いますんやけど、そのあたりどのようになっているのでしょうか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 バイオディーゼル燃料に引き渡した量が9,384であります。家庭で回収した量につきましては、家庭の量が5,532でありますので、3,852リットルにつきましては学校給食の廃食用油ということになります。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今ので大体わかりましたわ。ちょっと続けてすみません。206ページの空き缶の分別回収なんですけど、これは結構うちの子どもも空き缶を集めて、そしてボックスといいますか、あそこに入れてポイントをいただいて、そしてまた何かエコ商品をもって帰ってくるという姿を見たんですけど。これ町内で使えるような商品券なんかもエコの商品以外にそういうことも考えられないんでしょうかね。このあたりどんなもので

っしゃろ。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 この空き缶の分別回収事業につきましては、平成13年度から実施をしております。その当時はですね、商工会の商品券を配布をしておりましたけども、商工会の商品券が廃止をされたということから、エコ商品に切り替えたところでありませう。このエコ商品に切り替えるときに、図書券であるとか一般の商品券も議論になったところですけども、そういったものにつきましては、そういうショップで換金される可能性もあると、この当該事業の趣旨にはそぐわないのではないかということから、エコ商品に変えたという経緯がございます。

○里川委員長 ほかに、委員皆様で何か。

小野委員。

○小野委員 先ほど伴委員の聞いた廃油引き渡しということ、ちょっとわからないんで、先ほどの説明したら、21年に比べて22年度は家庭からの回収がここへ加わって、9千あまりということで、そしたら22年度は学校給食の回収というぐあいに見ていったときに、学校給食のやつはそえしたら減っているということで理解したらいいんですね、数字的にね。単純にその引き算足し算というのはできないのかなと思うんですが、減っているというように読めるし。それと、これどういう、その廃油からバイオディーゼル燃料を精製するのに、どういう過程でどういうぐあいなのというのは全く知らないんですがね、21年度でしたら、4,646リットルで、そのバイオディーゼル燃料に精製できたのが4,660、まあふえておるんですね。それと22年度には9千何ぼやったのが7千何ぼ。率からしたらちょっと大分減ってると思うんですね。これはどのように考えたらいいのかね、ちょっと教えてもらいたいな。そのちょっと素人の考え方で疑問があるので、それらを説明してくれますか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、1点目の学校給食からの量でありますけども、平成21年度は4,646から平成22年度は若干減少をしております。そして、このバイオディーゼル燃料の精製でありますけども、天理市内にあります社会福祉法人のほうで精製をしていただいて、必要な分だけを購入していると。引き渡した分イコールその精製ものを使っているんじゃなくて、引き渡した量から町が必要な分だけ購入をしております。そういったことから、平成21年度では、引き渡した量よりも買った量のほうが多いと

いうことから、この4,660リッターというふうになっています。平成22年度につきましては、9,384リッターを引き渡して、必要な分7,120リッターを購入したということをご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 説明の中でね、26%それを使うということで、7千何ぼ必要やからということで購入したと、わかりました。それとね、先ほどのね、し尿処理費の中で、補償補填として280万なにがしが神南の集会所のトイレとか、資料1ですか、補助金交付状況ということで、22年に確かに神南に修繕という形でトイレ、土間、玄関クロス等、100万円の補助金が交付されております。だから、この残りの必要な金を補償という形で補てんされたと、そのように理解したらよろしいんですね。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 公民館の整備事業の残りの地元で負担する分を周辺対策の補償で支払った。小野委員がおっしゃるとおりで結構です。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 ちょっとその数字的に合わない。これはまた別の問題ですので、今は何も聞きませんが、そしたらちょっと教えてほしいんですがね、同じくそのし尿処理費ということで、し尿処理技術の向上という形で、し尿の処理業務、それとかし尿手数料の集金業務ということで、いくらかの金が出ておりますが、全くその内容を知らなくて、例えば、し尿処理収集業務ということで業者委託されているんで、またこちらから補てんしている金額なのか、そのし尿手数料の集金業務というのはどういうものなのか、ちょっと教えてもらえますか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 まず、し尿の収集業務であります。こちらにつきましては、生し尿につきましては、業者のほうに委託をして収集運搬を委託をしている、その費用でございます。し尿の手数料の集金業務につきましては、し尿処理手数料の徴収につきまして、銀行の口座振替、そしてあと集金人による集金を委託をしている分でございます。

22年度につきましては、収集手数料の集金業務、電算システムの一部を変更いたしましたために547万5,514円の支出となっているところであります。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 生し尿とか、それから私らまあ個別の浄化槽の清掃とかね、1年に1回する、

それらのことで収集業者に依頼しているんですが、それらの収集については、その業者から請求書が来てそこへ振り込んでいると思うんですが、それじゃなくて、生し尿の方たちはそしたらどうされているのかな、ちょっとわからないんですけどね。その方たちの収集していただいている費用が3千万ほどあるんだと理解してよろしいんですかね。そしたらその方たちは、そしたらその業者はお金を払わなくてもいいのかな。そこらはどんなシステムになっておるのかな。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 申しわけございません。説明不足でありました。まず、し尿収集には、生し尿と浄化槽汚泥の収集運搬業務がございます。どちらも一般廃棄物でありますので、その市町村に収集運搬また処分の義務が課せられております。そのうち、生し尿につきましては、町直営でいけませんので、業者委託にして収集運搬をお願いしている。そして、町が収集することができない、また委託することができない場合、また費用的な面を考えた場合に、許可を与えると、その業者に許可を与えるということもできます。

で、浄化槽汚泥につきましては、その許可制度を利用いたしまして、収集運搬につきましては、町内2業者に許可を与えております。許可を与えますと、その手数料につきましては町のほうに入ってきません。その処理手数料収入をもって運営をされているということです。浄化槽汚泥の場合は町のほうに手数料は入らない。生し尿につきましては、町が委託しておりますので、委託業者に入らずに町のほうに入るというシステムでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それでもう少しちょっと質問もしたいんですがね。そしたらそのさっきちょっと勘違いしてました、鳩水園の維持管理ということでね、どのような施設の改修等されたのかな。それと鳩水園の維持管理は業者委託されていると思うんですね。職員がそこでやっているのでも何でもないと思いますが。それらの形態といいますかね、どのようにされているのかということ、ちょっと教えてくださいませんか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 鳩水園の維持管理費、主に施設の保守点検またオーバーホールなどで、鳩水園の整備工事として3,202万5,000円を支出しております。そして、運営につきましては、こちらも業者委託による運営を行っているところで、常時4人の

職員、従事者が従事をしているところであります。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それは、どう言うのかな、随意契約なのか、入札制度なのか、そういうことはどういうふうになっているんですか。

○里川委員長 栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 鳩水園の運転管理業務につきましては、指名競争入札により業者を決定しているところであります。

○里川委員長 よろしいですか。ほかに委員皆さんのほうで何かございますでしょうか。

ないようでしたら、私から少しお尋ねしたいことがございます。

成果報告書の195ページ、火葬場の維持管理また周辺対策、この数字に着目した質問もございましたが、私はこの数字のあり方につきまして、少し不安を持っておりまして、維持管理費と周辺対策がいくらかも違わないというような状況の中で、こういう周辺対策を今後もどの程度、そしてまた維持管理費のどのぐらいの割合でやるのがこういう補償関係適当なのか。私のほうはね、維持管理費と近いような金額でね、こないして補償を出していかなあかんのかなと思ったら、今後も長い間続いていく中で大変やなということちょっと思っているんですね。地元の要望に基づいて補償工事をやっていくということについては理解はしてますものの、こんなに金額がね、維持管理費に見合うぐらい周辺対策費がかかるというのはね、ちょっとこの状況というのは問題があるのかなと思ったりしているんですけれども。他の市町村の状況なり、そしてまた町が今後周辺対策やっていく上において、維持管理費に対してどの程度の補償というような、そういう何かある程度の線ぐらいは持ってはるのか、この辺、この際ですのでね、やっぱり町民皆さんの大事な施設であるとともに、町民皆さんの大事なお金を使ってやっていく問題でもありますのでね。この辺はちょっと私自身も町の考え方、この際ですので、またきちっと聞かせていただきたいというふうに思います。栗本環境対策課長。

○栗本環境対策課長 地元補償につきましては、基準というものはございませんで、要望の内容によりまして支出の状況が変わってくるということで、東里地区につきましては、平成21年度より農業用の水路等の改修、あるいは道路の整備についての要望が出されて、複数年で実施をしているところであります。

補償につきましては、できるだけ予算にも限界があることを地元にもご理解をいただきまして、単年度だけでなく複数年での実施、あるいは施工方法もできるだけ費用を

かけない方法でお願いをしているところでもあります。

○里川委員長 あかね、基準はないっていうふうに言われました。地元にも予算のことあるというお話をするということもありましたがね。結局、維持管理費を超えて周辺対策を、周辺対策のほうがお金がかかるとかね、そんなことになっては、私は逆にやっぱり問題かなて、せめて維持管理費の何パーセントぐらいは補償に充てるとかいうような一定水準の考え方があって、そしてその範囲内で工事などをやっていくというようなね、そういう考え方も持っていていいんじゃないかなというふうに私は思ったりしているんです。ですから、そういうような話し合いをするときに、基準がなければ、どこまででも要望をのんでいくのかというようなことにもなります。基準があれば、ある程度やっぱり維持管理費を超えてもできへん、維持管理費のやっぱり何割程度内におさめたいと、そういう考え方というのが一定あっていいかなと思います。これはやっぱり内部で今後またちょっと十分検討してください。こういうあり方についてどうなのかというの。またそれは私、今後これがずっと続いていくということについての心配をしておりますし、住民さんの目もそういう見方というのはだんだん、まださらに厳しくなってくるのではないかなというふうにも思いますので、また検討するというので、それはお願いをしておきたいなと思います。

それともう1点気になっているのが、先ほどから出ておりました、成果報告書の209ページ、10ページの鳩水園の維持管理費ということで、この辺につきましては、この間にもいろんな問題がありました。随契でやろうとしたのを、私たちが言って入札に持っていったもらったというような経緯もたどってきてますものの、この管理のあり方、それと公共下水との関係、まだきちっと公共下水が100%まで接続されるというたらすごい年数かかりますので、この施設は同じように同時進行で運営していかんといかん。汲み取りのほうもそうです。汲み取りもしていかなあかんし、し尿処理場も両方運営していかなあかんということでは、町は非常に厳しい財政運営をやっていくことになるんですね。事業が続けられるとともに、両方やらんあかんということですね。そのことは、私も理解はしてますものの、ただ接続率を上げていくんやと、上がってくればくるほど汲み取りをしていただく浄化槽の汚泥を収集していただくという量が減ってくる。そして、いわば鳩水園の維持管理ということについてもね、どんどん公共下水の接続が上れば上がるほど維持管理も同じように鳩水園のほうの維持管理もお金がかかったら、本当に厳しいですよ。工事は進める、こっちはあると。だからその辺の考え方、今後の

見通し、一部、そのし尿収集のほうでは、臨時職員さん、ごみの収集で採用をやめて、一部そのし尿収集をやっていたらいてる業者に収集をお願いすることで、何とかそのこちらが委託できるようにしてきたという経過もあります。ただね、そのし尿を収集してらいてる業者さんに浄化槽汚泥も収集してらいてるんですけど、知らん間に汚泥のほうの収集、汲み取りをしてらいてらいた代金ですね、私は家計を握ってらいますのでね、知らん間に値上がりして、次来はったときにはね、最初1万円言うてはったのが1万1,000円になり、1万1,000円やっただのが1万2,000円になり、今度は1万3,000円で言わはってね。何やしらんけど、知らん間にこうやって1,000円ずつぼんぼんぼんと汚泥の収集かて値上がりしてきてらいます。これはまあ、業者さんのほうの關係で、町は知らんと言えらば知らんことなんかもわからんんですけどもね、そうしながら、町民はその汚泥の収集の料金はだんだん高くなってくるわ、そしてこっちの税金のほうも住民税が高くなってくる中で、もう本当にみんなシビアな考え方いろいろしてきはるような状況もありますね。これ、今後公共下水接続とここのし尿処理や汲み取りの關係と、もうとても難しい問題だと思らうんですけどもね。このところ、今後の見通しというのか、町の考え方というのか、お金の使い方、こういうものについてね、接続がふえてきてても町民さんはやっぱり見てはると思らいますので、かというてほっておくわけにはいかん町立場としても、この費用負担がふえること、そしてこれを継続して同時進行でやっていかなあかんこと。でも、量が減ってくるものに対して金額というのは、契約する金額というのはどうなっていくのか。

鳩水園も今結構な金額で委託をお願いして、4人の職員がおると言うてはりますけど、私前行ったときに、いつでもそんな職員さん1人ぐらいしかいはらへんなと思て見えますのやけどね。こういう問題について、どういうふうには町は今後考えていくのか、この際ですから、きちとちょっと聞いておきたいなというふうには思てます。

池田副町長。

○池田副町長 まず今言われたことにつきましては、斑鳩町だけではなくどの町村も公共下水道をやっていった場合に自前でし尿浄化処理場を持っておれば発生する問題でございます。当然ながら、限りなく公共下水100%になれば施設は要らないわけございますけどれも、やはりそういうわけには、すぐにはまいりません。必然的に公共下水道が進めば進むほど、どうしてもし尿の量が減てまいりますので、その単価、維持単価いうのは当然高くなてまいります。それについては、町のほうも当然予測をしてら

ます。ただそれをすぐなくすわけにはいきませんので、それがどんどん今後町に財政負担として負担を強いられてくるというように考えております。それを見通して財政運営もしてまいりたいと考えております。

もう1点、あのし尿の委託につきましては、昭和40年代に業者に委託しております。そこからの経緯もございますので、それをすぐ変えるわけにもいきませんので、これも維持しなければならないということで、当分の間と言いますか、相当長い期間、徐々にではありますけども、財政に負担をかけてくると。

それにつきましては、どこかで儉約してそれを生み出していくと、こういうぐあいになってこようかと考えております。

○里川委員長 あえて私はこの問題をこの委員会で発言させていただいたのは、その心配をしている中で、鳩水園の維持管理費が結構な金額になっていることについても、今後の動向を見る中で、本当にこんな高額な維持管理費でやっていってどうなんだろうと。もう職員さんの体制も4人体制でお願いせなあかんでなっているけども、量が減ってきたら稼働時間なんかも制限かかってきたらどうなんだろうと。そういうことなんかもちよっとちらっと思ってたんですね。ですから、そういう鳩水園の維持管理の状況、そして今後の動向、そして委託をするにしても、その金額が妥当なのかどうか、職員の体制がそれで処理する量とその関係とか、そういうことも私たちは見てますよということをおね、町のほうも、そのことをきちっと理解をしていただきましてね、今後十分検討しながら委託などをやっていっていただきたいということ、これはお願いをしておきたいなというふうに思います。池田副町長。

○池田副町長 ただこれの運営費につきましては、やはりこれも昭和50年代前半に建っておりますので、今後この委託運営には約2,000万かかっておりますけども、やはり修繕、維持補修が相当かかっております。これは延命さす必要がございますので、その経費が相当今後かかってこようかと、こっちのほうウエイトが大きいと考えておりますので。

○里川委員長 はい、わかりました。小野委員。

○小野委員 火葬場のこの金額についても私も思ったのでね。建設当初にある程度の地元への補償という形でいろんなことをしてまして、これも火葬場できてから何年たつのかな、その間ずっとこういう形できているのは、やっぱりちょっと住民の目線から見たらね、やっぱり異常ですよ、はっきり言うて。確かに、補償というものに対しての考え方

は、前任者の芳村助役ともいろいろ議論しました。やはりこういう施設に対しての補償というのは必要だということで私もある程度、理解を示してきたんですがね。今、委員長がこの数字をもって言われたらね、これは確かに長い時間もう火葬場できて10年余たつかなと思うんですがね。これはやはりどこかでしっかりと見直してもらうとか。それと先ほど課長が、私の質問に地元補償、要望があったのでと、まあ補償したというのと、これは地元からの要望ではないんですが補償しましたとか、そういうこまごま言ってもらっているんですがね。何もそこまでする必要もないんだろうなど。それは高安西のほうのことでおっしゃって、火葬場のほうではなかったと思うんですけどね。やはりきちっと説明のつくような補償でね、説明のつくような金額で、これから地元とも交渉していってもらう。それは委員長もくれぐれもと言うておられますし、私も同じように思いますので、その点もお願いしておきます。

それとね、鳩水園の維持管理費ということで、副町長はね、ハード面、そういうものもたくさんやっていく。どうも聞いてたらね、その機械を運転するのに4人程度で2千万か3千万か、運転ということで、運転されているというか、その機械を操作できる方が来ているんだと思うんですけどね。それも入札して。というのは、これは4年前か5年前、前回の選挙前に、町長が急に今まで随契やったのが急に取り入れられた件なんですけどね。その入札状況というかね、特殊な業務だと私は考えるのです。だから何も入札にする問題じゃない。やはりそれは専門分野の技術者が必要だからだと思いますのでね、随意契約でも私はいいいと思いますねんけど、町長は入札しますと、何かそういう英断を下されたわけなんですけどもね。そしたら、今、聞かしてもらう範囲では、果たして、その予定価格というんですかね、どういう積算をして予定価格をはじいておられるのかね、これはまたゆっくりと聞かしてもらう機会がまたあるかなと思いますので、きょうは決算ですので、これらについてもやはりもう一度、来年度に向けて入札されるにつけても、根拠、今度は入札自体はそれはそれでよろしいですけども、積算するに当たっての根拠を、場所を変えて教えてもらいたいなど、そのように考えています。また私なりにいろいろ研究してから一般質問なり、私はその委員会に所属してませんので、一般質問か何かの形でとらしてもらったらいいかなどと思ってますので、またご協力のほどを、研究するのに、業務内容について細かいことを担当の課長にお聞きするかわかりませんので、よろしくお願いしておきます。

○里川委員長 以上でよろしいですか。

はい、ほかに委員皆さんのほう、もうございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第4款 衛生費についての審査を終わらせていただきます。

次に、第6款 商工費についての説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは第6款 商工費のうち、住民生活部が所管いたします決算の概要につきまして、ご説明をさせていただきます。

主な施策の成果報告書224ページをごらんいただきたいと思います。第6款 商工費、第1項 商工費、第1目 商工総務費でございます。

商工総務費のうち、社会参加の促進支援として、シルバー人材センターの充実につきましては、斑鳩町シルバー人材センターに対しまして915万円を助成をいたしております。このことによりまして、高齢者の豊かな知識や経験、技能を生かした就業機会の提供、またいきがいと健康づくりを支援したものでございます。

次に、225ページをごらんいただきたいと思います。消費者保護対策の充実として、消費者相談の充実でございますが、消費生活相談員によります消費者相談窓口を開設し、近年ますます複雑多様化する住民の方々からの相談に対応し、消費者被害の防止や消費者意識の向上などに努めました。なお、相談日につきましては毎週木曜日午後のほか、第4木曜日は午前と午後も開催いたしております、相談体制の充実に向けております。相談件数は44件となっております。

また、生活設計学習会の開催でございますが、金融商品の利用方法や安心な暮らしのための生活設計、あるいは知っておきたい暮らしの税等、生活の合理化に資する知識を習得することを目的に学習会を開催いたしました。

以上で、第6款商工費のうち住民生活部の所管に係ります説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第6款 商工費について質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって第6款 商工費についての審査を終わらせていただきます。

続きまして、認定第4号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決

算の認定について審査に入りたいと思います。

まず、理事者の説明を求めます。乾住民生活部長

○乾住民生活部長 それでは、認定第4号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第4号

平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成23年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

説明に入らせていただく前に、主な施策の成果報告書に1カ所、字の誤りがございますので、申しわけございませんが、訂正をお願いしたいと思います。

主な施策の成果報告書324ページの真ん中の表でございますが、平成22年度被保険者増減内訳の表でございますが、上の欄の増加分の欄の2つ目の所が「社会離脱」というふうに表示をしておりますが、申しわけございません。「社保離脱」の誤りでございます。大変申しわけございません。訂正のほどよろしく願いをいたします。

それでは、すみません、説明のほうに入らせていただきます。

まず、歳入歳出決算書の22ページをごらんいただきたいと思います。

国民健康保険事業特別会計では、公平な税負担の観点から、徴収対策の強化を図る一方で、医療費の適正化、保険事業等の積極的な取り組みによりまして、国民健康保険財政の安定化に努めておりますが、近年医療技術の高度化に伴う医療費の増加及び被保険者の年齢構造の変化などによりまして、国民健康保険財政は厳しい状況にございます。

このような状況の中、執行いたしました平成22年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算は、歳入総額が28億6,982万1,550円。歳出総額が33億1,068万5,493円となりまして、歳入歳出差引額は4億4,086万3,943円の歳入不足となっております。このため、平成23年度会計におきまして、繰上充用の予算補正措置を行って決算を終えております。

それでは、主要な施策の実施状況につきまして、各項目あるいは款ごとにご説明を申しあげます。主要な施策の成果報告書323ページをごらんいただきたいと思います。

初めに、第1款 総務費についてでございます。323ページから329ページとなっております。この款は、第1項 総務管理費から第4項 趣旨普及費までの4つの項が構成されており、項それぞれにひとつの目となっております。款全体で予算現額7,014万3,000円に対しまして、決算額は6,569万6,138円で、執行率は93.7%となっております。

323ページから324ページの第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、予算現額4,409万4,000円に対しまして、決算額は4,037万2,346円で執行率は91.6%となっております。国民健康保険事業に携わる職員の人件費及び給付や資格管理などの事務の執行に係る経費などを支出しております。

平成22年度末現在におきます加入世帯数は4,263世帯であり、総世帯数に占める割合は38.8%、被保険者数は7,621人であり、総人口に占める割合は26.6%となっております。

次に、325ページから328ページの第2項 徴税費、第1目 賦課徴収費では、予算現額2,497万4,000円に対して決算額は2,450万9,642円で、執行率は98.1%となっております。国民健康保険税の賦課徴収に携わる職員の人件費及び賦課計算業務委託などの電算委託料などを支出しております。

平成22年度の国民健康保険税の状況についてであります。326ページの表をごらんいただきたいと思っております。現年度課税分では、調定額7億1,234万8,100円に対しまして、収入額は6億5,604万3,350円で、収納率は92.1%となっております。現下の厳しい経済・雇用情勢などによりまして、前年度と比較いたしまして、調定額で2,726万、3.7%の減。収入額で1,911万4,843円、2.8%の減となっております。収納率では0.8ポイント向上をしております。

一方滞納繰越分の状況につきましては、327ページの表をごらんいただきたいと思っております。調定額が2億2,957万4,425円に対しまして、収入額は4,000万8,288円で、収納率が17.4%となっております。現年度分の滞納をふやさないための納税相談や特別徴収班による徴収、滞納処分などの徴収対策によりまして、前年度と比較をいたしまして、調定額で5,497万5,417円、19.3%の減、収入額で310万6,674円、7.2%の減となっております。今後におきましても、滞納整理に早期に着手し、誠意のない滞納者に対しては財産調査を行った上、預貯金等の差し押さえなど、厳正かつ公正な取

り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、329ページの第3項 運営協議会費、第1目 運営協議会費では、予算現額18万円に対しまして決算額は9万円で、執行率は50.0%となっております。国民健康保険運営協議会を2回開催をいたしまして、国民健康保険事業の運営、特定健康診査等の進捗状況などにつきまして、審議をいたしました。同じく第4項 趣旨普及費、第1目 趣旨普及費では、予算現額89万5,000円に対しまして、決算額は72万4,150円で、執行率は80.9%となっております。被保険者証の更新にあわせて、制度の解説やエイズについての正しい知識の啓発のためのリーフレットを配布し、それぞれに理解を深めていただいたところでございます。

続きまして、第2款 保険給付費についてでございます。330ページから333ページとなっております。この款は、第1項 療養諸費から第5項 葬祭諸費までの5つの項から構成されておまして、それぞれの項において保険給付を行っております。款全体で、予算現額20億3,813万1,000円に対しまして、決算額は19億5,751万6,623円で、執行率は96.0%となっております。

まず、330ページから331ページの第1項 療養諸費でございます。この項は、第1目 一般被保険者療養給付費から第5目 審査手数料までの5つの目で構成されており、項全体で、予算現額18億2,496万2,000円に対しまして、決算額は17億5,419万6,470円で、執行率は96.1%となっております。前年度に実施をされました出産育児一時金の給付額の引き上げや、乳幼児から中学生までの子どもへの患者負担軽減措置の拡大などの影響が平年度化し、12ヵ月に超えることとなりました。この結果前年度と比較いたしまして、2,768万8,511円、1.6%の増となっております。このように、保険給付の伸び率が鈍化している要因として、特定健康診査などの保健事業の浸透によりまして、保険給付の伸びが抑えられつつあるものと考えられますが、今後の推移を見守っていく必要があるものと考えております。

次に、332ページの第2項 高額療養費でございます。この項は、第1目 一般被保険者高額療養費から第4目 退職被保険者等高額介護合算療養費までの4つの目で構成されておまして、項全体で予算現額1億9,353万9,000円に対しまして、決算額は1億8,592万2,803円で、執行率は96.1%となっております。

前年度と比較いたしまして、512万233円、2.8%の増となっております。

高額療養費は、70歳以上の高齢者では、その負担限度額の基準が緩やかになること

で、比較的少額の医療費であっても高額療養費の支給が発生することとなり、このことが高額療養費の増加に結びついているのではないかと分析をいたしております。

次に、333ページの第3項 移送費につきましては、給付事案がございませんでした。

同じく第4項 出産育児諸費でございます。この項は、第1目 出産育児一時金と第2目 支払手数料の2つの目で構成されており、項全体で予算現額1,849万円に対しまして、決算額は1,635万7,350円で、執行率は88.5%となっております。

給付件数は39件で、前年度と比較いたしまして、2件の増となっております。

妊産婦の経済的負担を軽減し安心して出産できるよう実施された国の緊急の少子化対策を受け、平成21年10月から支給額を38万円から42万円に引き上げをしております。この支援にあわせて、出産に伴う費用の支払いにつきましては、出産育児一時金を被保険者が直接医療機関等に払うことにより、出産時の経済的負担を軽減させる出産育児一時金直接支払制度も継続をされております。

同じく第5項 葬祭諸費であります。この項は第1目 葬祭費のみで、予算現額104万円に対して決算額は104万で、執行率は100%となっております。給付額は、1件あたり2万円で、給付件数は52件となっており、前年度と比較いたしまして、5件の増となっております。

次に、334ページの第3款 後期高齢者支援金等についてであります。

この款は、第1項 後期高齢者支援金等のみで、第1目 後期高齢者支援金と第2目 後期高齢者関係事務費拠出金の2つの目で構成されており、款全体で予算現額3億944万2,000円に対して、決算額は3億940万3,522円で、執行率は99.9%となっております。

後期高齢者医療制度は、患者負担を除き、国、県、町村からの公費約50%を現役世代からの支援金、これが約40%でございますが、それから高齢者本人の保険料、これが約10%でございます。医療給付を賄うことになっております。

このため、現役世代からの支援金として、社会保険診療報酬支払基金に後期高齢者支援金の納付をいたしております。

次に、335ページの第4款 前期高齢者納付金等についてであります。この款は、第1項 前期高齢者納付金等のみで、第1目 前期高齢者納付金と第2目 前期高齢者

関係事務費拠出金の2つの目で構成されており、款全体で予算現額91万円に対しまして決算額は53万9,041円で執行率は59.2%となっております。

65歳から74歳までの前期高齢者の偏在による医療保険制度間の不均衡を是正するため、前期高齢者財政調整制度が平成20年度に創設をされました。この制度は前期高齢者が多い医療保険者では費用負担が大きくなることから、この不均衡を是正するため、医療保険者間で前期高齢者納付金を負担し合い、前期高齢者が多い医療保険者に前期高齢者交付金として再配分されることになっております。このため、保険者として負担する費用として、社会保険診療報酬支払基金に前期高齢者納付金を納付いたしております。

次に、336ページの第5款 老人保健拠出金についてであります。

この款は、第1項 老人保健拠出金のみであり、第1目 老人保健医療費拠出金と第2目 老人保健事務費拠出金の2つの目で構成されており、款全体で予算現額1,060万2,000円に対しまして、決算額は1,060万544円で、執行率は99.9%となっております。

老人保健拠出金は、老人保健制度の医療に要する費用の財源とするために各医療保険から拠出するもので、社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、平成20年4月から後期高齢者医療制度に移行をいたしましたため、平成20年の精算に係る拠出金を納付をいたしております。

次に、337ページの第6款 介護納付金についてであります。この款は、第1項 介護納付金、第1目 介護納付金のみとなっております。予算現額1億2,856万9,000円に対しまして、決算額は1億2,856万8,962円で、執行率は99.9%となっております。

介護納付金は、介護保険制度の給付費に要する費用につきまして、各医療保険者が介護保険の第2号被保険者、40歳以上65歳未満でございますが、の人数に応じた額を社会保険診療報酬支払基金に納付するもので、保険者として負担する費用を納付をいたしております。

次に、338ページの第7款 共同事業拠出金についてであります。この款は、第1項 共同事業拠出金のみで、第1目 高額医療費共同事業拠出金から第3目 その他共同事業拠出金までの3つの目で構成されており、款全体で予算現額3億1,559万3,000円に対して、決算額は3億368万8,345円で、執行率は96.2%となっております。高額な医療費の発生等による保険者の過重な負担を緩和するため、奈良県

国民健康保険団体連合会を事業主体として、県内の市町村が拠出金を出し合って財源とする「高額医療費共同事業」「保険財政共同安定化事業」などが実施されております。このため、これら再保険事業に対して拠出金を納付いたしております。

続きまして、第8款 保健事業費についてでございます。339ページから340ページとなっております。第8款 保健事業費は、第1項 特定健康診査等事業費と第2項 保健事業費の2つの項から構成されており、款全体で予算現額2,909万3,000円に対しまして、決算額は2,009万6,208円で、執行率は69.1%となっております。

339ページの第1項 特定健康診査等事業費では、第1目 特定健康診査等事業費のみで、予算現額2,488万1,000円に対しまして、決算額は1,606万5,916円で、執行率は64.6%となっております。平成20年度から生活習慣病の予防の徹底を図るため、メタボリックシンドローム、内臓脂肪症候群に着目した生活習慣病予防と、その予備軍の減少を目的とした健康診査、保健指導が医療保険者に義務づけられました。このため、高血圧、脳卒中などの生活習慣病を早期に発見するとともに、日常生活習慣を見直し、生活習慣病を予防するために、個別健診で特定健康診査を実施をいたしました。受診者数は1,622人で、受診率は28.8%となっております。

次に、340ページの第2項 保健事業費であります。この項は、第1目 医療費通知費と第2目 人間ドック健診受診費用助成費の2つの目で構成されており、項全体で予算現額421万2,000円に対して、決算額は403万292円で、執行率は95.7%となっております。健康に対する認識や医療給付についての理解を深めてもらうため、医療費通知を送付するとともに、被保険者の健康の保持、増進と疾病の早期発見のため、100名に対して人間ドック健診受診費用に対して助成、上限は2万円でございます、を行いました。

同じく、第9款 公債費につきましては、未執行となっております。

続きまして、第10款 諸支出金についてであります。341ページから343ページとなっております。この款は、第1項 償還金及び還付加算金と第2項 療養費等指定公費立替金の2つの項から構成されており、款全体では予算現額1,646万円に対しまして決算額は1,604万8,752円で、執行率は97.5%となっております。

341ページから342ページの第1項 償還金及び還付加算金は、第1目 一般被保険者償還金から、第8目 退職被保険者等介護納付金分保険税還付金の8つの目で構

成されており、項全体で予算現額1,620万6,000円に対しまして、決算額は1,585万7,731円で、執行率は97.9%となっております。所得の修正や重複納付などによって過誤納付となった国民健康保険税の還付と国庫補助金や療養給付費等交付金について、前年度で超過交付となっていたものを精算額といたしました。

次に、343ページの第2項 療養費等指定公費立替金、第1目 療養費等指定公費立替金では、予算現額25万4,000円に対して、決算額は19万1,021円で、執行率は75.2%となっております。70歳から74歳までの高齢受給者に療養費を支給する場合、自己負担を1割に据え置くため、国が負担している1割相当額の指定公費負担医療費分を保険者がいったん立替えて支給しています。その後、国民健康保険団体連合会を通じて国に立替分を請求して、指定公費負担医療費立替交付金が交付される仕組みとなっております。このため、療養費等指定公費立替金として、奈良県国民健康保険団体連合会に支払いをいたしました。

同じく、第11款 予備費につきましては、予備費の充用がございませんでした。

同じく、第12款 前年度繰上充用金についてであります。平成21年度会計におきまして、4億9,852万7,358円の歳入不足が生じたことから、平成22年度会計で繰上充用の予算補正を措置をしております。

続きまして、歳入決算の状況についてでございます。恐れ入りますが、321ページにお戻りいただけますでしょうか。第2表の平成22年度国民健康保険事業特別会計歳入決算の内訳をごらんいただきたいと思います。決算額は千円単位となっております。

初めに、1行目の第1款 国民健康保険税では、決算額は6億9,605万2,000円となっております。現下の厳しい経済・雇用情勢などによりまして、前年度と比較いたしまして、2,222万1,000円、3.1%の減となっております。

次に、2行目の第2款 国庫支出金では、決算額は6億3,519万9,000円となっております。制度廃止によります老人保健医療費拠出金負担金が減額となり、また前期高齢者交付金の増額によりまして、療養給付費負担金、財政調整交付金などが減額となったことから、前年度と比較をいたしまして3,410万3,000円、5.1%の減となっております。

次に、3行目の第3款 療養給付費等交付金では、決算額は7,481万1,000円となっております。前年度と比較して756万5,000円、9.2%の減となっております。退職被保険者等の保険給付費、老人保健拠出金の財源として社会保険診療報

酬支払基金から交付されるもので、退職被保険者等の一般への移行に伴いまして、引き続き減額をしております。

次に、4行目の第4款 前期高齢者交付金では、決算額は8億5,423万2,000円となっております。歳出のほうでご説明申しあげましたとおり、前期高齢者の各医療保険者間での偏在による給付等に対する負担の不均衡を調整するため、社会保険診療報酬支払基金から再配分されるもので、前年度と比較して1億403万6,000円、13.9%の増となっております。

次、5行目の第5款 県支出金では、決算額が1億3,815万円となっております。高額療養費共同事業負担金、特定健康診査等負担金などが増額となったことや、高齢共同事業に係る財政負担増として特別調整交付金が交付されたことにより、前年度と比較して2,387万1,000円、20.9%の増となっております。

次に、6行目の第6款 共同事業交付金では、決算額は2億4,995万4,000円となっております。高額医療費の発生による影響を緩和するために交付されるもので、前年度と比較して2,263万5,000円、8.3%の減となっております。

次に、7行目の第7款 財産収入では、決算額は17円となっております。国民健康保険財政調整基金の預金利子17円で、同額を同基金に積み立てております。

次に、8行目の第8款 繰入金では、決算額は2億1,256万6,000円となっております。前年度と比較して2,958万円、12.2%の減となっております。国民健康保険事業の運営に必要となる人件費を含む事務経費及び療養給付費に係る町負担などの法定繰入金のほか、制度上における介護分の赤字を補てんするためと財源を一般会計から支援していただいております。

次に、9行目の第9款 繰越金につきましては、平成21年度会計においても実質収支が赤字となったことから、決算余剰金は発生はしておりません。

最後に、10行目の第10款 諸収入では、決算額は885万8,000円となっております。前年度と比較して45万3,000円、5.4%の増となっております。国民健康保険税の納付に伴う延滞金のほか、第三者行為により発生した保険給付に係る損害賠償金、70歳以上の負担凍結に伴う療養費等指定公費返還金などが主なものとなっております。

国民健康保険制度は、近年の急速な高齢化や医療技術の高度化、疾病構造の変化などによる医療費が増加傾向にあり、国民健康保険を取り巻く環境は一段と厳しくなってお

ります。このような状況の中で、被保険者の疾病や負傷に対し保険給付を行うなど医療サービスの安定的な提供に努めております。

その基盤となる財政は3年連続して単年度収支が黒字になるなど、改善傾向は見られるものの、これが前期高齢者交付金の創設を主としたものであり、翌々年度精算により今後返納することもあり得ることから、引き続き予断を許さない厳しい状況となっており、今後におきましても、国民健康保険の健全で安定的な運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で、認定第4号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご承認いただきますようお願いを申しあげます。

○里川委員長 それでは説明が終わったところで、11時まで休憩とさせていただきます。

(午前10時44分 休憩)

(午前11時00分 再開)

○里川委員長 それでは、再開いたします。

国民健康保険事業特別会計につきまして、質疑をお受けしてまいりたいと思います。

成果報告書320ページから343ページです。いかがでしょうか。辻委員。

○辻委員 325ページの徴税费の中ですけれども、徴収については収納率を上げていただいています、努力していただいている。ただ特別徴収班については、件数はえろう変わりませんが、金額については減っています。これも件数と金額によると思いますけれども、職員も大変忙しい中で特別徴収班はいろいろ苦勞はしていただいております。これについては別に言いませんけれども、あと滞納処分実態状況ということで、中段にありますけれども、これ税の場合は、2年分、前年度対比を書いていただいておりますけれども、これは今回はこれで結構ですけれども、できたら、次の、来年度の決算のときに、税と同じような感じで書いていただきますように、これはもうお願いだけしておきます。

○里川委員長 ほかに委員さんのほうで、何かございますか。伴委員。

○伴委員 この326ページの現年度課税分の状況で、ちょっとわかりませんが、不納欠損額が平成21年度はざっとゼロにこうなっているのは、これは何でこういうような形になっているのでしょうか。

○里川委員長 21年度が不納欠損額がゼロが続いているのに対して、22年度では不納

欠損額が表示されているということにつきまして、ご質問をされておりますが。

寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 21年度の欄で不納欠損額がゼロになっておりますのは、前年度課税ということでゼロに表示をしております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 前年度課税だからゼロになると。もうちょっとわかりやすうお願いできませんやろか。

○里川委員長 21年度は前年度課税でゼロが続いているけど、22年度では欠損額がここ出ているというのは、システムが違うことになるのか、何なのかということですね。どないなってるのかと。寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 すみません、原因を調べて後ほど報告させていただきます。

○里川委員長 わかりました。そしたら、後ほどこういう表になっている状況につきまして、説明をまたしていただくということで。

ほかに、委員さんのほうで何かございますでしょうか。ありませんか。

そしたら、ちょっと私のほうから、聞きたいことがあるんで。

22年度の決算を終えていただきましてですね、私、今まで問題にしてまいりました介護納付金、これも被保険者から集めた金額で十分足りないと、不足が出ると、これが後期高齢者医療の制度が始まってからも結局、被保険者さんから集めても拠出する金額で不足が出てくると。そしたら、医療分のほうで集めたほうから、まあ言うたら超過に出していかなあかんと。本当は目的としては医療分として集めてるのに、そっちへ回さないかのじゃないかという、こういう制度上の問題点をずっと言うてきたんですけど。22年度の状況としては、介護納付金ていうのが、一応一般会計のほうでも補てんもしていただけてますけども、結局いくら足りなかったのか、そしてまた後期高齢者医療のほうでもいくら集めた分と比較しましてね、不足分というのか、医療分のほうから出さなあかんようになってる金額が、これ本当にややこしいのでね、いろいろこれ見てて、それぞれの科目に国や県やとか、いろいろ入ってましてね、自分で見るのはちょっとややこしいので、その数字的なものをつかんでいただいているように、私これまでずっと問題にしてきてますのでね、ですから、その点ちょっと22年度決算を終えての確認をさしていただきたいというふうに思います。寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 まず、介護納付に係る赤字額の推移を申しますと、平成19年度で

は2, 147万8, 000円。そして平成20年度では1, 292万6, 000円。そして平成21年度では1, 207万4, 000円。平成22年度では1, 639万8, 000円の赤字になると見込んでおります。これまでの累積赤字の額は約1億5, 640万になっております。そして次に、後期高齢者の支援金分に係ります赤字の推移でございすけども、平成20年度、創設当初ですけども23万8, 000円。そして21年度では1, 290万円。そして22年度では354万8, 000円。そして平成23年度は1, 910万円程度となると見込んでおります。そして、これまでの累積赤字の額は約3, 579万6, 000円になると思われます。このまま少子高齢化が続けば、当然現役世代というのが減りますので、一方また75歳以上は当然ふえますので、後期高齢者支援金はこのままでいきますと、今後もふえ続けると思われます。以上です。

○里川委員長 今、年度別で言うていただいて、介護保険はある程度、制度が2000年から始まっているから、制度的には安定しているけれども、でも改正、改正、今度もまた改正になってきて、どんなふうになるのかわかりませぬけどね。後期高齢者医療はまだ始まってまだ間がないと。そしたらその不足が生じている額というのは年度によってこれものすごいばらつきがあるというのが怖いすよね。ほんとにこの制度、どないなっているのやと。ちょっと恐ろしいような気も私自身もしているんですけども。制度がいろいろ変わってきたら、きたように、市町村としてはやっていかざるを得ないという問題もありますけど、やっぱりこういう問題について、問題意識を常に持ってやってほしいな。たまたま今の制度からいって私もびっくりしたんですけどね、さらに前期高齢者納付金というのがふえて、支出するのは減っているんやけども、受けるほうかね、えらいふえて、これちょっとびっくりするような構成比見てもね、前年度よりまたさらに交付金を受けているのがもう全体の3割、30%に近い金額で受けているという。何かこの国保の制度怖いなあって、これほんまにきっちり安定的に制度、国民皆保険の制度を堅持しようと思ったら、この不安定さは怖いなというのがものすごくこの決算見ても感じた部分です。ですから、今後の、町としても、国の動向を踏まえながら、やはり被保険者の皆さんの負担という問題とあわせて、今でもやっぱり厳しい、私は何いうんですか、所得に見あわない保険税額になっているのではないかと、いつもいつも心配をしておりますので、またぜひそれらについても動向を踏まえながら、被保険者さんの立場に立った保険料設定など考えてやっていっていただきたいというふうに思います。

それともう1点は、成果報告書の339ページにあります、特定健診なんですけれど

も。今受診率が28.8ということで決算書のほうに書かれているんですが、これ特定健診の受診率というのは、国からの交付金とかこういうものに影響があると思うんですよね。目標値みたいなものがあるって、それを達成しなければならないとされている数字があると思うんですが、その数字との関係で言えば、今の現状はどうなってますでしょうか。寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 特定健診の受診率につきましては、うちの実施計画に基づきまして、平成24年度に受診率を65%に持っていくというひとつの基準がありまして、当町の計画もそれに基づいて計画しておりますけれども、実際28%前後で推移をしております。

ちなみに、奈良県の市町村の21年度の受診率を申しますと、奈良県では23.6%、全国平均が31.4%となっております。そして、その24年度までに特定健診の受診率を65%、また特定健康保健指導ですかね、その実施率を45%に持っていかなければ平成25年度から財政的なペナルティを科すということが言われております。

医療保険者ごとに、そのペナルティと申しますのは、後期高齢者支援金を1割、その目標達成度に応じて1割程度増減するというペナルティでございます。

当然私ども特定健診の受診率を上げるために、奈良県としても、町も取り組んでますが、奈良県全体としてもその特定健診の受診率を上げるためにワーキンググループの中でも論議をいたしております、今年度も奈良交通のバスの車体に啓発の文字を入れますとか、そしてまたFM・AMのラジオ放送で流しますとか、また皆さんも御存じかと思えますけれども、テレビCMでも特定健診を受けましょうという、そういうスポットを流しております、そうした勧奨を進めております。

○里川委員長 奈良県がね、県の平均よりは斑鳩町ちょっと上やけど、5ポイントぐらい上やけどね。でも全国に比べたらこれちょっとまた逆に5ポイントぐらい斑鳩町もね、まだ5ポイントまでいけへんけど、全国に比べたら斑鳩はまだ低いと。そしたら全国平均31.4ということは、もっと高い所もあると思うんですよね。ですから、その受診率の高い所なんかも研究していただきましてね、やっぱりその辺ちょっと私どもペナルティは受けたくないですから。それで、でもペナルティは受けたくはないけれども、これやったらまたやった分、財政的にも規模が膨らんでくるから、また国保財政にとっては厳しい状況もあるかもわかれへんけども、でもその目標値があるのなら目標値に近づくように努力をしていただけるようお願いしておきたいと思えます。

ほかに、委員さんのほうで何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか、特に。ございませんか。寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 先ほど伴委員さんのご質問のことですけども、この不納欠損がゼロになっているといいますのは、海外の方がおられまして、そして母国に帰国につきまして即時に消滅をさしたということで、ゼロになっているということでございます。

○里川委員長 よろしいでしょうか。私たちにはちょっと思いつかないようなことが原因やったということで、今の説明でよろしいでしょうか。

はい、ほか、そしたら委員皆さんのほう、もうございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって国民健康保険事業特別会計に対する質疑を終結させていただきます。

続きまして、認定第5号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について審査に入らせていただきます。

理事者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、認定第5号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明させていただきます。

まず、議案書を朗読させていただきます。

認定第5号

平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成23年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

恐れ入りますが、歳入歳出決算書の28ページをごらんいただけますでしょうか。

平成22年度の老人保健特別会計は、平成20年4月から老人保健制度が後期高齢者医療制度に移行いたしましたことから、老人保健法に基づく医療の給付等は、平成20年3月までの診療等で主に月遅れによる請求されるものやレセプトの過誤返戻処理により再請求されるものに限られ、これらに係る医療の給付等を行いました。

この結果、平成22年度の老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が1,605万300円。歳出総額が1,605万300円となりました。法令によりまして、平成22年度でこの会計は終了することから、本年度の実質的な収支で不足いたしております。

した51万2,480円を一般会計から繰り入れることで決算を終えております。なお、本特別会計の制度上の仕組みによりまして、その収支不足額のうち医療に係る費用については、平成23年度において国庫、県から精算交付されることとなっております。

それでは、主要な施策の実施状況につきまして、各項目、あるいは款ごとにご説明を申しあげます。主要な施策の成果報告書の347ページをお開きいただきたいと思います。はじめに、第1款 総務費についてであります。

この款は第1項 総務管理費、第1目 一般管理費のみとなっております、予算現額が64万4,000円に対しまして決算額は50万6,644円で、執行率は78.7%となっております。医療給付等の事務の執行に係る経費を支出しております。

次に、348ページの第2款 医療諸費についてであります。この款は、第1項 医療諸費のみで、第1目 医療給付費から第3目 審査支払手数料までの3つの目で構成されており、款全体で予算現額502万4,000円に対しまして決算額は193万1,852円で、執行率は38.5%となっております。老人保健制度におきます老人医療費の給付費用として、平成20年3月までの診療分で、月遅れ請求される医療費に係る給付となっております。

次に、349ページの第3款 諸支出金についてであります。この款は、第1項償還金のみで、第1目 償還金と第2目 還付金の2つの目で構成されており、予算現額1,000円に対して執行はございませんでした。

同じく、第4款 予備費につきましては、予備費の充用はございませんでした。

同じく、第5款 前年度繰上充用金についてであります。平成21年度会計において、1,361万1,804円の歳入不足が生じたことから、平成22年度会計で繰上充用の予算補正を措置しております。

続きまして、歳入決算の状況についてでございます。恐れ入りますが、345ページにお戻りいただきたいと思います。第2表の平成22年度老人保健特別会計歳入決算の内訳をごらんいただきたいと思います。決算額は千円単位となっております。

はじめに、1行目の第1款 支払基金交付金では、決算額は802万7,000円となっております。各医療保険の拠出金を再配分することで、医療費の法定負担分として審査支払手数料に係る交付金となっております。平成22年度に請求のあった医療給付費等に対して交付された交付金について247円の超過交付がありましたので、平成23年度において返還をいたします。

次に、2行目の第2款 国庫支出金では、決算額は447万3,000円となっております。法令で定められた医療費の国の負担金で、平成21年度会計において不足となりました国庫医療費負担金となっております。平成22年度に請求があった医療給付費に対して不足する負担金につきましては、平成23年度会計において国庫から4,106円が精算交付されることとなっております。

次に、3行目の第3款 県支出金では111万8,000円となっております。法令で定められた療養費の県の負担金で、平成22年度に請求のあった医療給付に対して不足する負担金については平成23年度において県から1,026円が精算交付されます。

次に、4行目の第4款 繰入金では、決算額は51万2,000円となっております。療養給付に係る町負担分の法定経費及び老人保健制度の運営に必要となる事務経費を一般会計から繰り入れております。本年度で法令により会計が終了いたしますことから、本来、翌年度で精算交付されている国県の負担分も含めて繰り入れをしております。

次に、5行目の第5款 繰越金につきましては、平成21年度会計においても、実質収支が赤字となったことから、決算余剰金は発生しておりません。

最後に、6行目の第6款 諸収入では、決算額は192万円となっております。なお、過誤返戻処理により発生した医療給付に係る返還金となっております。

以上で、認定第5号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りまして、原案どおりご認定賜りますようお願いを申し上げます。

○里川委員長 老人保健特別会計について説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。ございませんか。

小野委員。

○小野委員 最後にちょっと説明してもらった諸収入で、過誤給付の返還金ということですが、どういう、それは発見できるのかなと思ってね。過誤給付だということがどういうぐあいにしてわかるのかなと思って。金額的にも21年度やったら320万、それから今年度が192万という金額、その過誤給付であったことによる返還金というような説明をされたと思うんやけど。過誤給付というのはどういうことで発見できるのかなあとか、ちょっと素朴な疑問で。どんな事例というか、さしさわりのない程度で。

○里川委員長 寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 過誤給付、単純に言いますと、医療機関で医療を受けますと、当然

その医療の内容につきまして、レセで審査機関へ行きます。そこで再審査といいますか審査をされます。そこでいろんなことが発見されますので、そこで発見された場合、当然また医療機関へ差し戻しされます。そういうことだと。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 過誤やからね、誤って給付を先してしまっているということがね、何かそういう機関をクリアしてきて給付されているんだという認識があるのでね。額にして多いのかなという疑問があったんやけどね。それが、言い方ちょっと悪いかわからんけど、発見されるのがこんだけになったのかという疑いもあるからね。しっかりとそういうチェック機関、機能を働かしてもらいたいなということで、ちょっと質問しました。結構です。

○里川委員長 他にございませんか。ちょっと1点だけ、すみません。

この会計が22年度終了ということで、私たちは特別に特別会計として審査をもうすることはないということなんですが、けれども時効の関係等言えば、この平成20年度3月診療分までというのが、今度出てきたら一般会計での対応やということ、前言うてはったんやけど。その時効の関係から言うたら、可能性というのはあるのかどうなんやろうと。私ちょっと予測がつかへんのですけどね。余りこの流れがよくわからないので。でも今後一般会計で対応の可能性というのはあるというふうに町のほうは考えておられるのかどうか。ちょっとその辺だけ聞いておきたいなと思っているんですが。

寺田国保医療課長。

○寺田国保医療課長 月遅れ請求の可能性ということでございますけども、若干はあると思います。そして、まずこの347ページを見ていただいてもおわかりのように、平成21年度と22年度でも、22年度大分減っておりますけども、これにつきましても、県立三室病院の何年か前のそういう入力ミスとか、そういうのがありますので、若干そういう形で過去の請求は出てくるとは思っております。

○里川委員長 そしたら、一般会計の中で新しい目立てをしていただいて、またこういう問題が発生してきたら対応していくという、そういう形になっていくんかなというふうには思いますけれども。また、そのときには私たちも気をつけながら見ていきたいというふうに思います。

ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ほかにないようですので、これをもって老人保健特別会計に対する質疑を終結いたします。

続きまして、認定第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、認定第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、議案書を朗読をさせていただきます。

認定第8号

平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成23年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

恐れ入りますが、歳入歳出決算書の48ページをごらんいただきたいと思います。町は、介護保険者として、本特別会計におきまして、介護を必要とする方々やその家族が安心して介護サービスを受けることができるよう、また介護が必要な状態とならないよう、介護サービスの安定的な供給や介護予防事業に努めるとともに、介護保険制度の周知や公正な介護認定を進め、適正な介護保険制度の運営に努めたところでございます。

平成22年度の介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額が16億7,163万7,784円。歳出総額が16億6,124万3,852円となり、歳入歳出差引額は1,039万3,932円の歳入超過となっております。

決算におきまして、歳入額が歳出額を上回ったことから、その差引額は平成23年度会計に繰り越すこととなります。

なお、国庫、県の支出金や支払基金交付金で超過交付となったものは、平成23年度において償還することとし、一方交付不足となったものは平成23年度で追加交付を受けることとなっております。

それでは、決算の状況につきまして、歳出の部から各款ごとに説明を申し上げます。

主要な施策の成果報告書363ページをごらんいただきたいと思います。

363ページから367ページ、第1款 総務費でございます。この款は、第1項

総務費管理費から第6項 地域包括支援センター運営協議会費までの6項からなり、それぞれ1目ずつを有しております。

まず、363ページ、第1項 総務管理費では、予算現額2,114万1,000円に対しまして、決算額は2,054万4,228円で、執行率は97.2%であります。この科目は、介護保険事務に係る職員の人件費のほか、電算ソフト使用料や国民健康保険団体連合会への負担金が主なものでございます。

次に、364ページから365ページ、第2項 徴収費では、予算現額150万6,000円に対しまして、決算額は107万9,978円で、執行率は71.7%でございます。人件費も含め、国民健康保険税の賦課徴収の事務に係る経費でございます。この科目は、介護保険料の賦課徴収事務に係る経常的な経費の支出がその主なものであります。平成22年度の介護保険料については、第4期介護保険事業計画で示された給付額に基づき、年間基準額4万7,340円をもって賦課を行いました。現年度保険料の調定額については、特別徴収が3億853万3,700円。普通徴収が2,584万8,060円でありました。また、滞納繰越分保険料の調定額は普通徴収が1,541万435円であり、調定額の総合計は3億4,979万2,195円でありました。

収納状況でございますが、現年度分の特別徴収は100%の収納率であるものの、普通徴収については、還付未済を除く納付額が2,175万8,170円であり、収納率は84.2%であります。特別徴収と普通徴収を合わせた収納率につきましては98.8%でございました。介護保険料の収納率の向上には、普通徴収対象者に向けての取り組みが必要であります。介護保険が果たす社会保険制度としての役割について十分に理解を得ながら、特に低い割合となっております口座振替の推進を図ってまいりたいと考えております。また、新たに65歳に到達する方が慢性的な滞納者とならないよう、税務課や国保医療課から情報を得て、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、366ページ。第3項 介護認定審査会費では、予算現額2,072万2,000円に対しまして、決算額は1,693万4,212円で、執行率は81.7%であります。この科目は、介護認定審査会を設置している王寺周辺広域休日応急診療施設組合に対する負担金、また、認定調査や主治医意見書の作成に係る経費が主なものでございます。このうち認定審査については、居宅介護支援事業所や介護福祉施設等に委託するほか、新規申請と変更申請に係る認定調査については、認定の公平性を確保する観点から、町が直接行うこととし、支援専門員の資格を有した認定調査専門の臨時職員を2

人雇用しているものでございます。

次に、第4項 趣旨普及費では、予算現額36万8,000円に対しまして、決算額は35万2,800円で、執行率は95.9%であります。この科目は、介護保険制度を周知するため、保険料額の決定の際に配布する啓発パンフレットを作成した経費でございます。

次に、367ページ、第5項 介護保険運営協議会費では、予算現額8万円に対しまして決算額は7万5,000円で、執行率は93.8%であります。この科目は、介護保険運営協議会の開催に係る経費を支出したものであります。平成22年度は第4期介護保険事業計画の中間年であるため、給付等の初年度の実績報告及び中間年度の動向について協議をいただきました。

次に、第6項 地域包括支援センター運営協議会費では、予算現額4万円でありましたが、執行はございませんでした。この科目は、地域包括支援センター運営協議会の委員の報酬であります。同委員はすべて介護保険運営協議会の委員であり、平成22年度においては、介護保険運営協議会と同日に開催した会議のみであったため、執行がございませんでした。地域包括支援センターの適切で円滑な運営に関する審議を行っていただいております。

続いて、368ページから371ページ、第2款 介護給付費であります。この款は、第1項 介護サービス等諸費から第6項 特定入所者介護サービス費までの6項からなり、それぞれにおいて介護給付を行っております。款全体では、予算現額15億8,398万6,000円に対しまして決算額は15億7,497万8,989円で、執行率は99.4%でございました。介護給付費は、要介護認定または要支援認定を受けた被保険者が主として介護サービスや介護予防サービスを受けたときに、その費用の9割に当たる保険給付を支出する科目であり、介護保険事業特別会計の歳入予算の大半を占める科目でございます。この保険給付費の支出動向の如何により、決算時における差し引き収支額が大きく左右されることとなります。なお、平成22年度の介護給付費の総額の事業計画上の執行割合は約103.8%でありました。

まず、368ページ、第1項 介護サービス等諸費では、予算現額14億1,264万5,000円に対しまして、決算額は14億1,264万3,269円で、執行率は99.9%でございました。この科目は、要介護認定を受けた被保険者の居宅サービス、施設サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付であります。こ

のうち施設サービスは、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の入所に係る保険給付であり、居宅サービスに続く給付額となっていますが、この施設サービスは要介護認定を受けていなければ利用することができないサービスでございます。

次に、369ページの第2項 介護予防サービス等諸費では、予算現額7,425万7,000円に対しまして決算額は7,243万7,301円で、執行率は97.5%であります。この科目は、要支援認定を受けた被保険者の居宅サービス、ケアプラン作成、福祉用具購入、住宅改修等に係る給付でございます。

次に、第3項 その他諸費では、予算現額254万1,000円に対しまして決算額は253万3,840円で、執行率は99.7%でございます。この科目は、保険給付に係る審査支払手数料であり、国民健康保険団体連合会に支出をいたしました。

次に、370ページ、第4項 高額サービス等費では、予算現額3,301万5,000円に対しまして決算額は2,828万2,425円で、執行率は85.7%でございます。この科目は、高額介護サービス費の支出したものであります。同じ月に利用した介護サービスの自己負担額が一定額を超えた場合などにその超過額を給付するものでございます。

次に、第5項 高額医療合算サービス等費では、予算現額689万8,000円に対しまして決算額は566万1,479円で、執行率は82.1%でございます。この科目は、介護保険と国民健康保険や後期高齢者医療などの医療保険の限度額をそれぞれ適用した後、年間の自己負担額を合算して、その額が所得に応じた負担限度額を超えた場合、その超過額のうち介護保険に係る部分を支出するものであり、平成22年度で初めて給付したものでございます。

次に、371ページ、第6項 特定入所者介護サービス等費では、予算現額5,463万円に対しまして決算額は5,342万675円で、執行率は97.8%でございます。この科目は、低所得者の要介護者等が施設サービスや短期入所サービスを利用したとき、食費、居住費の一部について、保険から給付するものでございます。

次に、372ページ、第3款 基金積立金であります。款全体では予算現額356万6,000円に対しまして決算額は355万1,751円で、執行率は99.6%であります。介護保険者が所管する基金には、介護保険給付費準備基金と介護従事者処遇改善臨時特例基金がございます。このうち、平成21年度における保険料収入が給付費等を上回ったことから、次年度以降の給付の安定化を図るため、その余剰額等を介護保険

給付費準備基金に積み立てたものでございます。また、介護従事者処遇改善臨時特例基金給付金については、その利子等を積み立てたものでございます。

次に、373ページから380ページ、第4款 地域支援事業費でございます。款全体では、予算現額4,386万1,000円に対しまして決算額は3,485万8,024円で、執行率は78.9%でございます。

まず、373ページから376ページ、第1項 介護予防事業費では、予算現額1,369万7,000円に対しまして決算額は1,078万4,929円で、執行率は78.7%でございます。介護予防事業費は、介護予防特定高齢者施策事業費と介護予防一般高齢者施策事業費により構成されています。介護予防特定高齢者施策事業費は、将来要介護状態となるリスクの高い居宅高齢者に運動指導や栄養相談等を行うことにより、転倒防止や生活機能の向上を図ったところではありますが、食の自立支援などについては、事業実施を予定したものの利用者がおりませんでした。なお、介護予防サービスが必要と思われる特定高齢者を把握するため、介護予防事業として生活機能評価を実施をいたしております。その概要といたしましては、要支援、要介護の認定者を除く65歳以上の方を対象に、生活機能に関するチェックリストを実施し、その結果を受けて特定高齢者の把握に努めるといったものでございます。

一方、介護予防一般高齢者施策事業費については、特定高齢者以外の高齢者にもサービスを提供するものであり、主なものでは、運動指導士等による転倒防止、運動機能低下予防に関する教室を開催したものでございます。

また、377ページから380ページ、第2項 包括的支援事業・任意事業費では、予算現額3,016万4,000円に対しまして決算額は2,380万3,095円で、執行率は78.9%であります。包括的支援事業費であります。斑鳩町地域包括支援センター運営に係る費用で、その事業運営を斑鳩町社会福祉協議会に委託をいたしております。斑鳩町地域包括支援センターには、センター長、社会福祉士、看護師、主任ケアマネジャーを配置しており、高齢者の相談や特定高齢者を把握するとともに、介護予防サービスを希望される方に介護予防プランを作成し、運動機能向上、栄養改善等、地域支援事業の各種サービスの利用の勧奨に努めたところでございます。

また、任意事業であります。家族介護教室として、高齢者を介護している家庭に対しまして、知識や技術を習得してもらうために実施をしております。さらに、家族介護用品の支給として、常時失禁状態にある高齢者を介護されている方々を対象に、紙おむ

つ、寝巻、パジャマやおむつカバー等の介護用品を支給し、家族介護を支援をいたしました。また、徘徊高齢者家族サービスの提供として、認知症の高齢者が徘徊した場合に早期に発見できるシステムの使用料を助成しており、家族の介護における負担の軽減に努めたところでございます。また、身体等の理由により調理が困難な方や栄養バランス面での問題のある方に対して、居宅を訪問して昼食を配食しながら、高齢者の安否確認をする配食サービスの提供を実施をいたしました。

次に、381ページ、第5款 諸支出金であります。款全体では、予算現額1,085万7,000円に対しまして、決算額は913万8,870円で、執行率は84.2%であります。保険料の還付金及び国庫支出金や県支出金、支払基金交付金の超過交付の返還金でございます。

次に、第6款 予備費であります。充用はございませんでした。

続きまして、歳入の内訳につきまして説明を申し上げます。361ページにお戻りをいただきたいと思っております。第2表の平成22年度介護保険事業特別会計歳入決算の内訳でございますが、この決算額は千円単位で表記をしております。

まず、1行目、第1款 保険料は、決算額が3億3,196万4,250円です。内容につきましては、歳出で説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、2行目、第2款 使用料及び手数料であります。受け入れはございませんでした。

次に、3行目、第3款 国庫支出金は、決算額は3億2,928万7,850円でございます。介護給付費に係る国の負担金及び財政調整交付金として、国庫負担金と国庫補助金等を受け入れたものでございます。国庫負担金は介護給付費負担金であり、居宅サービスの給付費の20%、施設サービスの給付費の15%相当額が交付されます。

国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金ですが、調整交付金は介護給付の2.36%を、また地域支援事業交付金は介護予防事業費に係る経費の25%、包括的支援・任意事業の費用の40%相当分が交付されます。

次、4行目、第4款 支払基金交付金は、決算額は4億7,494万円です。支払基金交付金として、介護給付費交付金と地域支援事業交付金の受け入れをしております。介護給付費交付金は、第2号被保険者の保険料分として、介護給付費の30%相当額を交付されるものであり、また地域支援事業交付金は介護予防事業費における費用の30%相当額を交付されるものでございます。

次に5行目、第5款 県支出金は、決算額は2億3,891万7,925円であります。県支出金として、県負担金及び県補助金を受け入れをしております。県負担金は、介護給付費負担金であり、居宅サービスの給付費の12.5%、施設サービス給付費の17.5%相当額が交付されます。また、県補助金は、地域支援事業交付金であり、介護予防事業に係る費用の12.5%、包括的支援・任意事業費用の20%相当額が交付されております。

次に、6行目、第6款 財産収入は、決算額は7万8,630円であります。介護保険給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子でございます。

次に、7行目、第7款 寄附金であります。受け入れはございませんでした。

次に8行目、第8款 繰入金は、決算額は2億6,468万8,548円でございます。一般会計からの繰入金では、介護給付費繰入金、地域支援事業費繰入金、職員給与費繰入金及び事務費繰入金であります。このうち、介護給付費繰入金は、介護給付費の12.5%に相当するものであり、また地域支援事業費繰入金は介護予防事業費用の12.5%、包括的支援任意事業の費用の20%に相当するものであります。一方、基金繰入金は、介護保険給付費準備基金及び介護従事者処遇改善臨時特例基金から受け入れたものでございます。

次に9行目、第9款 繰越金は、決算額は3,089万4,921円であります。平成21年度の本特別会計における歳入と歳出の差額について、歳入が上回ったことから、平成22年度に繰り越しをしたものでございます。

次に10行目、第10款 諸収入は決算額は86万5,660円であります。諸収入の主なものは、第三者納付金でございました。介護給付費等が依然として伸びていく中、法律の改正によりまして、平成24年度には、要支援認定を受けた人に対する給付のあり方が大きく変わろうとしております。また、保険料負担を抑える方策がとられようとしております。このバランスの中で、保険料の水準をどの程度で設定するか、今後の要介護認定等や給付状況に十分留意する必要があります。より安定した介護保険制度の運営に資することができるよう、本決算の状況をかんがみ、次期事業計画の策定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、認定第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご認定賜りますよう、お願いを申し上げます。

○里川委員長 介護保険事業特別会計につきまして、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

成果報告書の360ページから381ページまでです。いかがでしょうか。

小野委員。

○小野委員 ちょっとまた教えてください。367ページの地域包括支援センター運営協議会の開催ということで、介護保険運営協議会のメンバーが同じであって、同時に開催したから、費用は要らなかったというような決算だったと思うんですが。そこで、もちろん地域包括支援センターの運営協議会、それは377ページですかね、運営については高齢者の総合相談、介護予防マネジメント、権利擁護、それから地域のケアマネジャーへの支援を行ったということで、その目的がこういうものであるという、そうした中で、介護保険運営協議会というのはどういう目的であってね、どうしてもこれ2つの運営協議会という必要だと思うので、設置されておって、いろんなことでメンバーを準備してあるということかなと思うんやけど。それ相当のいろんな協議会の運営については、別のこともあると思うんですがどね、同時に開催して同じような議論をされているのか、その部分については、これは包括支援センターの運営協議会でこういうこと、それを一緒にするわけにもいかんのかなと思うんやけど、それらのことについてちょっと教えてもらいたいねけど。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 まず、介護保険運営協議会につきましては、平成12年に介護保険が発足する中で、介護保険制度に関します重要な内容を審議していただくために設立をいたしまして、条例で設置をいたしているところでございます。

地域包括支援センターにつきましては、介護保険制度発足後にこういう地域包括センターという考え方ができまして、現在は要綱によって設置をさしていただいております。

メンバーにつきましては、介護保険運営協議会のメンバーの中から、社会福祉協議会関係者を除いたメンバーで地域包括支援センター運営協議会のメンバーとなつていただいております。この地域包括支援センターもそうなんです、その中で管理を行うような事業につきましては、これまで介護保険制度ではなく、いわゆる老人福祉費で行われるいわゆる一般の高齢者施策の中で行われておったものが、国の介護保険の考え方が変化する中で、介護予防という観点から、できるだけ介護保険の本体の給付を使わせないように、健康な高齢者をつくっていきこうという中で、それをあえて介護保険特別会計の

中で処理するようなことになりましたことから、介護保険運営協議会、介護保険の事業計画にも影響することから、同様のメンバーで構成をさせていただいたところです。

会議のほうも同日に開催をさせていただいているところではございますが、議事の進行につきましては、あくまでも介護保険運営協議会の議事と、それから地域包括支援センターの運営協議会の議事を分けて審議をいただいているというところでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 それでちょっとわかりました。374ページにある65歳以上の人を対象にチェックリスト、私らのほうも送付されてきました。その中であけて見たら、地域包括支援センターからの資料集めということで、それについては、担当のほうへ連絡してくれと書かれてあって、2種類のもが入っていたということですね。私が懸念したのは、そういう運営の方法がもし相反することがあるんだったらね、あえて同メンバーでやるんではちょっとまずいんじゃないかなという懸念があったので、その包括した感じの運営委員会があって、その中でこれはまあ地域包括という言葉を使っています、そのうちの一部がこの包括支援センターのほうで運営をされているということでしたら理解できますのでね。そのメンバーを、どういうんですかね、同じ人で、同じちょっと相反することを議論するにはメンバーを替えていくべきやとか、いろんな人を補充していくべきやと思いましたので、ちょっと質問さしてもらいました。それで結構です。

○里川委員長 ほかに。飯高委員。

○飯高委員 375ページの地域介護予防活動の支援ということで、以前にですね、今課長からも報告がありましたように、介護給付がだんだん増加していくと。それに加えて支え手が1人になってくるわけですけども、これは以前にこの介護ボランティア制度ということで、この運営協議会に対してお願いいたしますということで一般質問させていただいたんですけども、これについて、今後検討するというので前言うておられたんで、その後どのような経緯になっているかということについてお聞きしたいと思います。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 以前、これは一般質問だったろうと思いますけれども、介護ボランティアのポイント制についてのご意見いただきました。そのときの回答といたしましては、ちょっと本町での導入はその時点では難しいだろうと、ただこういう介護保険運営協議会なり、包括支援センター運営協議会の中でご議論をいただこうという答えだったかと

思います。で、介護保険の本体そのものについての議論というのは、ちょっと内容としてはなじまないのかなと思いますが、地域包括支援センターの中ではですね、ひとつこういうボランティアに関することについては、もちろん議論の対象になっていくかと思っておりますので、ことし第5期の事業計画の策定もございまして、その中で少しお時間をいただきながら、運営協議会のほうで議論いただきたいというふうに思います。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 このボランティア制度については、今現在進められている地域もございまして、今後検討していただくということをお願いしておきます。以上です。

○里川委員長 ほかに。伴委員。

○伴委員 377ページの地域包括支援センターの運営なんですが、先日私は一般質問させていただいたときに、いろいろ町内の高齢者の方々のいろんな生活面、相談等、非常に重要な位置になると、このセンターがというようなお答えだったんですが、これちょっと決算を見ると、平成22年度ではマイナス250万ほど21年度より少なく、それは合理的に運営していただいているのであればそれは構いませんのやけど、そのあたりこれ250万ほど少なくなっている、そのあたりの意味合いといいますか、そのあたりちょっと教えていただきたいのですが。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 地域包括支援センターについては、ご承知のように社会福祉協議会に委託しておりますので、またそれ以外の障害者の福祉サービスを中心に本町から社会福祉協議会のほうに委託しておりますので、主としては、人件費について、社会福祉協議会の補助金本体とそれから各委託料の中での必要な経費を勘案する中で、21年度から22年度については少し減少しているということでございまして、決してその内容等が縮小したりとかいうことではございませんので、さらに平成23年度においては、先ほど小野委員もおっしゃっていましたように、チェックリストについても、今後包括支援センターを中心にやっていただくということになりましたので、内容についての充実についてはこれからも図っていきたいというふうに思っております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今のちょっと金額、ちょっと人件費というような話が出たんですが、このあたりの補充といいますか、そういうこともちゃんと今はできているわけでしょうか。

○里川委員長 植村福祉課長。

○植村福祉課長 人員につきましては、主任ケアマネジャーのほかに、社会福祉士など専門の職種を配置しておりますけども、一昨年に比べまして0.5人増加させていておりますので、人員についても充足をさせていただいていると思っております。

○里川委員長 今の地域包括は私もちよっと聞きたかったんですけどもね。予算から言うたら、決算額大きく、少ないですよ、この包括支援事業で言うと。支援センターそのものの問題で、まずは言うとな、私、直営でやってなくて委託でやっているから、地域包括がやっている事業が中身が見えないと。委員会ですつと言うて、やつこの資料出てきましたね、地域包括の内容。だけど、決算書を見ても、委託しているからセンターの運営という丸めた数字でぼんと出ているんですよ。これ直営でもしやってたら、こんな数字の出方します。何か事業ごとにとか、もうちよっと決算の内容が変わってくるん違うかなと。で、それが運営そのものについても私は心配しているところなんです。こうやって委託してますよ丸めてぼんと数字出してくる。それでなかなか言わんと事業何やっているか、これもなかなか出てけえへん。決算書を見たら、委託しているから運営という丸めた数字でしか出てけえへん。そやけど、本当に大切な事業なんですよ、これ内容はね。だから、私はその委託しているからということで、職員皆さん方、担当レベルが安易に考えているのではないかな。だから委員さんからもそういういろんなご心配のご指摘があらわれているのではないかなというふうに思っています。

これにつきましてはね、今後所管の委員会でもこういう資料はね、出してと言いますけれども、これ実際ほんまやったら、この事業ごとにやっている内容ごとにね、金額が出てきたり結構しているんですよ、本来はね。丸めた数字でしか出てきません。しかも、センターの運営については、交付される金額、補助金がふえたんで、センターの運営費ふやしますって言ったけれども、結局はふえてないと。人員の問題も、他の委員さんからも出ましたけども。そういう問題、私らによく見えてこないんですよ。委託していることによつてね。ですから、その辺については今後もきっちりと私たちがそういうふうに見ていると、議会としては見てるんだということをご認識いただきましてね、この内容についてもっと明らかにして、数字的なものも、はい委託してます、はい何ぼって、それで終いというようなことにならないように、もうちよっと注意を払ってほしいと思います。ましてや保険給付の関係で言えば、今後制度が変わっていく中で、斑鳩町がどうするんかと。そんな中で私心配しているのは、地域支援事業というのは、介護給付費の中で3%以内に抑えるようにと言われてますよね、確か。で、計算してみたら、斑鳩

町、今2.2%ぐらいなんですわ、この決算書で言えばね。この2.2%やけど、今後の1号被保険者さんの動向やら見ていく中で、これ今2.2ですけどね、その制度が改正になって、これ3%以内堅持しなさいと言われてて、これどうなっていくんかと。こういうことを見ていかなあかんのに、事業の内容が詳しくわからないという、そういう問題点だけはきっちり指摘さしておいていただきたいというふうに私は思ってます。その辺も私たちによくわかるようにね、今後も担当のほう努力していただきたいということ、ぜひお願いしておきたいと思います。

それとですね、ちょっと気になっているのが、365ページに不納欠損してますね。特徴が大方なんで、普通徴収少ないんですけど、それが普徴でこれ155件もの不納欠損が上がっているんですね。これ1件あたり平均したら3万8,500円弱なんですけどね。1件当たりの金額は少ないものの、件数は非常に多いと。こんな中から何が読み取れるのかいうたら、やっぱり介護保険普通徴収に係る方たちにとっては負担が大き過ぎるのなということもあるんですけどもね。この155件の不納欠損処分をしなければならなくなった理由についてね、また今後介護保険料の設定、第5期で今度また制度改正の中で、来年から保険料も変わってくるということの中で、ちょっと改めてこの不納欠損の内容についてお尋ねをしておきたいというふうに思うんですよ。

植村福祉課長。

○植村福祉課長 平成22年度で不納欠損いたしましたのは、後ろに書かせてもらってますように155人の納付者に対しまして、596万4,700円でございます。そのほとんどにつきましては、平成18年度と19年度の保険料でございまして、未納のまま会計の中で置いておったものなんですけれども、保険料の時効等の関係から、県の指導を受けまして、時効を過ぎた分につきましては今回させていただいたというところです。

ただ、当然この未納になっている分というのがすべて普通徴収でございます。確かに、特別徴収では滞納がないわけですけども、普通徴収というのは、委員長もご承知のように、どうしても年金の年額が18万円以下の方、必ずしもそれをもって低所得者とは限らないわけですけども、少なくとも特別徴収に比べると総じて安定的な収入がない方であろうかというふうに思います。で、年額3万円が多いか少ないかということについては、当然その保険料設定は保険給付に連動してくるものですから、それが妥当かどうかというのは、年取とは直接は関連はしないわけですけども、保険料段階なども細かく設定させていただいている中で、納付のほうは極力その普通徴収の方も、先ほど

部長の説明でありましたように、口座振替を推進するなどして安定的に納入をしていただくよう、また、特に新たに65歳になって介護保険を払うようになるという方については、最初からその滞納者となっていくような素地をつくらないように、啓発等について努めてまいりたいというふうに考えております。

○里川委員長 今課長の説明はわかるんですけどもね。やっぱりその未納、18年、19年の保険料未納、時効の関係、指導があって不納欠損する、不納欠損するこの処分については仕方がないのでね、やっていただいたらいいと思っているんですけども。こういう不納欠損しなければならなくなった原因については、きちっと把握をして、なぜそこで滞納が起こってるのか。生活保護へ移行になって、それでその後なかなか払えなくてそのままになっているとかね、いろんなケースあると思います。ご本人が滞納のままお亡くなりになったりとかね、いろんなケースもあると思いますけど、ただこんな155件もそれはないやろうと。そういうケースはわずかだろうと。そうしたらこの多くの方の状況をやっぱり把握しながら、分納であったり、いろんな相談を細かく乗りながらやっていっていただく。払ってなかったらやっぱり使えないということがございますのでね。やっぱりそういう分納対策というのもやりながら、不納欠損の件数については、原因を追及して、不納欠損処分をしなくても済むような対策を講じるということが重要なことになると思いますので、よろしくお願いします。

それとともにですね、成果表の363ページのこの疑問だけちょっとわからへんのひとつ教えてほしいのが、要介護者数と事業計画数を見たときにですね、私が単純に介護度が高い人というたら計画数も多いかなと思ってたら、要介護度が高い人が介護者数より計画数が少ないんですね。ほんで要支援の方なんかは、介護者数を計画数が上回るというような状況になってるんですね。この辺がちょっと私理解がもうひとつできへんかったんですが、これどういう現象なんかなあって。ちょっと不思議な気がするので、重複サービスを重度者が使ってない、しかも計画数が足りてないということは、要介護4や5やのにサービス利用してないという方が結構いらっしゃるのか。何かこの辺の意味がね、ちょっと事業計画数というのがちょっと私わかれへんかったんで。済みません。

植村福祉課長。

○植村福祉課長 ちょっと表現がよくなかったかもしれませんが、この事業計画というのは、介護保険事業計画、第4期の介護保険事業計画の中で定めている要介護者数の推定値でございます。ですから、例えば要支援であれば、事業計画では154人、22年度

で出るだろうと、推計して給付量とかをそこから推定しているわけですがけれども、実際には128人だったと、そういう意味ですので、要介護認定者がケアプランをつくってないとか、そういうことではないので、ご理解をいただきたいと思います。

○里川委員長 はい、わかりました。すみません。この表を見てね、この意味がちょっとわからなかって、すみません。また、何か工夫してわかりやすくしといていただけたら助かります。

はい。そうしましたら、私もちょっと聞きたいことは聞かしていただきましたんで、この特別会計につきまして、ほか委員皆さんのほうで、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○里川委員長 そうしましたら、ないようですので、これをもって介護保険事業特別会計に対する質疑を終結いたします。

そうしましたら、1時15分まで休憩とさせていただきます。

(午後 0時15分 休憩)

(午後 1時15分 再開)

○里川委員長 それでは、再開させていただきます。

続きまして、認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての審査に入ります。

理事者の説明を求めます。乾住民生活部長。

○乾住民生活部長 それでは、認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、説明をさせていただきます。

まず、議案書の朗読させていただきます。

認定第9号

平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

標記について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙のとおり提出し、議会の認定を求めます。

平成23年9月1日提出

斑鳩町長 小城利重

歳入歳出決算書の54ページをお開きいただきたいと思います。

高齢者の医療の確保に関する法律の施行によりまして、従来の老人保健制度に代わりまして、平成20年4月から新たな医療制度として、後期高齢者医療制度が開始されま

した。運営主体は県内の全市町村が加入する奈良県後期高齢者医療広域連合で、資格の管理や保険料の決定、医療給付を行っております。一方、市町村は、法令の規定により、特別会計を設置し、保険料の徴収や各種申請の受付等を行っております。

平成22年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算は、歳入総額が2億7,632万6,345円、歳出総額が2億7,608万4,445円となり、歳入歳出差引額は24万1,900円の歳入超過となっております。

出納整理期間中に収納のありました保険料等については、平成23年度会計に繰り越した上で奈良県後期高齢者医療広域連合に納付するとともに、保険料の還付未済については、被保険者の方に還付してまいります。

それでは、主要な施策の実施状況につきまして、各項目あるいは款ごとにご説明を申しあげます。主要な施策の成果報告書、385ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに第1款 総務費についてであります。385ページから386ページとなっております。この款は、第1項 総務管理費と第2項 徴収費の2つの項から構成されており、項それぞれに1つの目となっております。款全体で、予算現額502万9,000円に対して、決算額は436万5,665円で、執行率は86.8%となっております。

385ページの第1項 総務管理費、第1目 一般管理費では、予算現額136万円に対しまして決算額は102万1,095円で、執行率は75.1%となっております。後期高齢者医療の資格管理事務の執行に係る経費などを支出しております。平成22年度末現在における被保険者数は3,110人であり、総人口に占める割合は10.9%となっております。

次に、386ページの第2項 徴収費、第1目 徴収費では、予算現額366万9000円に対しまして、決算額は334万4,570円で、執行率は91.2%となっております。被保険者に対して、奈良県後期高齢者医療広域連合長名で保険料額決定通知書を、また斑鳩町長名で保険料納付通知書を交付するとともに、保険料の収納管理を行っております。また、保険料の納付方法は、年金から支払う特別徴収と納付書や口座振替による普通徴収の2種類となっております。平成22年度の後期高齢者医療保険料の状況についてであります。現年度分では、調定額2億2,311万6,300円に対して収入額は2億2,288万4,600円で、収納率は99.9%となっております。前年度と比較して、調定額で637万6,800円、2.9%の増。収入額で658万

4, 300円、3, 0%の増。収納率では0. 1ポイント向上しております。まず、滞納繰越分の状況につきましては、調定額108万3, 100円に対して収入額は28万1, 000円で、収納率25. 9%となっております。

次に、387ページの第2款 後期高齢者医療広域連合納付金についてであります。予算現額3億205万1, 000円に対して、決算額は2億7, 126万6, 880円で、執行率は89. 8%となっております。広域連合事務費負担金1, 359万2, 000円、当町が徴収いたしました保険料2億2, 381万5, 000円及び保険基盤安定負担金3, 386万円を奈良県後期高齢者医療広域連合に納付をいたしました。

次に、388ページの第3款 諸支出金についてであります。予算現額149万3, 000円に対して決算額は45万1, 900円で執行率は30. 3%となっております。軽減認定や死亡などによって過納付となった保険料の還付となっております。

同じく、第4款 予備費につきましては、予備費の充用はございませんでした。

続きまして、歳入決算の状況についてであります。恐れ入りますが、383ページにお戻りいただきたいと思っております。第2表 平成22年度後期高齢者医療特別会計歳入決算の内訳をごらんいただきたいと思っております。決算額は千円単位となっております。

はじめに、1行目の第1款 後期高齢者医療保険料では、決算額は2億2, 316万6, 000円となっております。前年度と比較して667万8, 000円、3. 1%の増となっております。

次に、2行目の第2款 使用料及び手数料では、督促手数料で、決算額は1万円となっております。

次に、3行目の第3款 寄附金につきましては、寄附採納はございませんでした。

次に、4行目の第4款 繰入金では、決算額は5, 180万7, 000円となっております。前年度と比較いたしまして225万2, 000円、4. 5%の増となっております。後期高齢者医療制度の運営に必要となる町及び広域連合の運営経費を一般会計から繰り入れるとともに、保険料の軽減補てん相当分を一般会計から繰り入れております。

次に、5行目の第5款 繰越金では、決算額は87万3, 000円となっております。

最後に、6行目の第6款 諸収入では、決算額は47万円となっております。後期高齢者医療保険料の納付に伴う分担金のほか、保険料の償還に伴う広域連合からの還付金が主なものとなっております。前年度と比較して4万2, 000円、9. 8%の増となっております。

平成20年4月から制度が開始された後期高齢者医療制度につきましては、町では、加入者にとって身近な窓口として保険料の収納管理のほか、保険証の引き渡し、加入などの申請や届出の受付などを行い、医療サービスの安定的な提供に努めております。しかしながら、国におきまして、後期高齢者医療制度の廃止、また新たな制度が検討されており、その動向には十分注視してまいりたいと考えております。

以上で、認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましての説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審査を賜りまして、原案どおりご認定賜りますようによろしくお願いをいたします。

○里川委員長 後期高齢者医療特別会計について、説明が終わりましたので、これに対する質疑をお受けいたします。

いかがでしょうか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これをもちまして、住民生活部所管に係る決算審査を終わります。

暫時休憩といたします。

(午後1時22分 休憩)

(午後1時26分 再開)

○里川委員長 それでは、再開いたします。

ただいまより、教育委員会所管に係る決算審査に入らせていただきます。

まず初めに、第2款 総務費について説明を求めます。清水教育長。

○清水教育長 それでは、第2款 総務費のうち、教育委員会所管に係る部分につきまして、説明をさせていただきます。施策の成果につきましては、116ページをお開きいただきたいと思います。

青少年対策費についてでございます。第2款 総務費、第1項 総務管理費、第11目 青少年対策費では、予算現額220万7,000円に対しまして決算額は191万8,959円となっております、執行率は86.9%となっております。

地域ぐるみで青少年の健全な育成に向けた環境づくりを推進するため、青少年問題協議会が活動母体となり、西和地区地域安全推進委員斑鳩支部の方々や西和警察署生活安全課と連携しながら、学校の夏休みなどの長期休業期間中において夜間を中心とした巡回補導活動を年6回実施する中で、青少年に対する声掛けなど、非行防止に努めたとこ

ろでございます。また、青少年の非行被害防止や子ども、若者育成支援の強調月間にあわせて、啓発用の横断幕の設置や街頭における啓発活動を実施するとともに、県青少年課との合同による有害環境浄化活動として、コンビニエンスストアを中心に町内店舗10ヵ所への立ち入り順回啓発指導を行い、青少年を取り巻く社会環境の浄化に向けた店舗への協力要請や指導を行ったところであります。

また、下校時にあわせまして、青色パトロール車での安全パトロール活動などを実施し、子どもたちが安全で安心できる環境づくりに努めました。

さらに中央公民館では、青少年や保護者からの悩みに対しまして、専門の指導員が相談を受ける悩みごと相談事業を年間延べ152日間開設をいたしまして、精神不安定、進路や将来または不登校などを中心とした71件の相談があったことから、学校と連携し、青少年を含めた住民への悩みの解消に努めました。

以上をもちまして、青少年対策費の説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第2款 総務費についての質疑をお受けいたします。いかがでしょうか。

ちょっと1件だけ確認させていただきます。青少年悩み事相談71件ということですが、これは実数ですか。延べ件数でしょうか。延べ件数やったらあわせて実数も教えていただけたらと思うんですが。佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 延べ件数につきましては173回で、71というのは、71人の方から相談を受けたということでございます。

○里川委員長 はい、わかりました。ちょっと件数的に少ないなと今思ったんでね、それだったら、わかりました。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 ほかにないようですので、これをもって第2款 総務費についての審査を終わります。

続きまして、第9款 教育費について説明を求めます。清水教育長。

○清水教育長 それでは、第9款 教育費について説明をさせていただきます。

第9款 教育費全体でございますが、歳入歳出決算書の168ページから169ページ及び主要な施策の成果報告書の80ページに書いてございますように、予算現額11億1,314万2,000円に対しまして決算額は9億1,640万5,050円で、

執行率は82.3%となっております。

この執行額につきましては、前年度と比較いたしますと、2億9,054万3,000円、24.1%の減額となっております。減少の主な要因といたしましては、学校ICT環境整備事業費や斑鳩文化財センター整備事業費、あるいは地域活性化経済危機対策臨時交付金及び地域活性化公共投資臨時交付金を活用いたしました各事業費が平成22年度はなかったということでございます。

それでは、これ以降につきましては、平成22年度の主要な施策の成果報告書によりまして、説明をさせていただきます。261ページをお願いしたいと思います。

まず、第1項 教育総務費の第1目 教育委員会費では、予算現額179万4,000円に対しまして決算額は156万3,994円で、執行率は87.1%となっております。この費目につきましては、教育委員会の運営に関する内容となっております。

教育委員会は、教育、文化、スポーツの振興を図るために、教育機関の設置、管理あるいは学校教育に関する指導、生涯学習、文化スポーツ等に関する事項を所管する行政委員会でございます。近年の都市化、少子化の進展や経済的な不況による失業者の増加など、生活環境が大きく変化をしている中で、家庭や地域の教育力の低下など、教育をめぐって子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題が指摘されております。社会の持続的発展を図るには、こうした将来を担う子どもたちの健全な育成が不可欠であります。

このような中、教育基本法改正等、教育環境が大きな転換期を迎え、教育委員会には将来を展望した教育行政を展開していくことが求められております。このような要請にこたえるために、当町では毎月1回の定例会を開催し、教育行政全般の方針を審議するとともに、年1回の通学路等の安全点検や学校訪問、時代に応じた教育や特色ある教育の情報収集のため、県外研修を行ったところでございます。

また、文部科学省は、平成20年1月の中央教育審議会答申を受け、平成20年3月に幼稚園の教育要領及び小・中学校の学習指導要領の改定を行い、平成21年度4月から幼稚園教育要領の実施、また平成23年4月から小学校で新学習指導要領の全面实施となり、中学校でも平成24年度からの全面实施となります。この小・中学校の新学習指導要領では、子どもたちがつまずきやすい内容を確実に習得をさせるための繰り返し学習や知識・技能を活用する観察や実験、レポートの作成、論述などを行う学習時間を充実させる必要から、授業時数を増加させております。

また、平成23年度から26年度までの4年間、小学校で使用する教科書を教育委員会で採択をしたところがございます。

続きまして、262ページから266ページの第2目 事務局費では、予算現額6,840万5,000円に対しまして、決算額は6,718万8,340円で、執行率は98.2%となっております。事務局の職員に係る人件費、学校教育指導主事及び外国人英語指導助手配置のほか、教職員の健康管理、英会話教育や小・中連携教育の充実、特別支援教育指導、教育就学指導などに係る事業内容となっております。

なお、小・中学校の臨時講師賃金につきましては、平成21年度まで、事務局費で予算執行をしておったところがございますが、本年度は小学校費、中学校費の教育振興費でそれぞれ予算の執行をしております。

まず、262ページの多様な交流活動の促進では、平成22年度は兵庫県太子町において、中学生太子サミットを開催し、本町の中学生と大阪府、兵庫県の両太子町の聖徳太子ゆかりの3町の中学生が集い、お互いに情報交換をしながら交流を深めました。

次に、262ページから265ページにかけての時代に応じた教育内容の充実では、町議会の協力を得まして、子ども模擬議会を8月10日に開催し、各小学校6年生と中学校1年生の19名が町議会議場におきまして一般質問を行いました。子どもたちには、議会や行政に関心を持ち意識を高める体験学習となり、さらに1日議員として体験したことをそれぞれの学校や学級活動で発表し、学習し合うことで、町行政への関心が高まるきっかけになるものと考えております。

また、263ページのことばの教室の運営では、正確な発音ができないなど、言語能力の向上を図ることが必要な子どもたちを対象に、専門的な指導を行っていることばの教室に対して、当町から通級する児童に係る経費を負担しております。

次に、外国人英語指導助手の設置では、学校教育の場において英語や異文化に対する興味と関心を高めるため、外国人英語指導助手を配置し、両中学校において生徒の英語によるコミュニケーション能力の育成に努めました。また、中学校だけではなく、幼稚園、小学校にも外国人英語指導助手を派遣し、小さいころから異文化に親しみ、関心を高める国際理解教育の推進に努めました。

次に、264ページ、小・中連携教育の実践では、小学校から中学校へ進級する場合の学習や人間関係のつまづき防止や不登校の減少を図るために、英会話教育、道徳教育及び小・中交流事業を柱に、小・中連携教育に取り組んでおります。

特に、英語によるコミュニケーション能力の育成を目指した英会話教育では、小学校4年生から6年生に英会話講師を派遣することで、中学校就学前に英語に慣れ親しむことができ、また平成23年度から始まる小学校での外国語教育の導入に向けての準備に取り組んだところでございます。

265ページの就学事務及び就学指導・相談の充実では、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援など、適正な就学となるよう、就学指導委員会の全体会議は3回、また各児童生徒の状況調査等のために小委員会を設置し、12回を開催をしたところでございます。近年、障がいのある児童生徒については、障がいの重度、重複化や多様化、学習障がい、LDでございます、注意欠陥多動性障がい、ADHDと呼ぶものでございますが、その他多くの自閉症等の発達障がいのある児童生徒への対応に関する要望が高まっております。そうした状況を踏まえながら、特別な支援を必要とする幼児、児童生徒の就学を適正かつ円滑にするために、悩みや不安を感じている保護者に就学に至るまでの療育や家庭教育について相談及び指導助言等を実施しております。当町においては、特別支援学級の学級数、在籍者数は小学校で15学級48名、中学校で6学級13名となっており、それぞれの特別支援学級において、障がいに配慮した指導方法などを一人ひとりに応じた教育を行っております。

次に、267ページ、第3目 私立学校振興費では、予算現額1,030万円に対しまして決算額は1,010万4,500円で、執行率が98.1%となっております。私立幼稚園就園の奨励では、私立幼稚園に子どもを通園させる保護者の経済的負担を軽減するため、一部国の補助金を受けて、私立幼稚園就園奨励事業を行い、法隆寺幼稚園ほか5園について170件、980万5,000円の保育料の助成を行いました。平成22年度では、幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額が改正されたことに伴い、対象者数170件中112件の補助限度額が5万7,500円から4万3,600円となったため、前年度と比べ145万1,000円の減額となっております。

また、私立幼稚園の支援では、法隆寺幼稚園に30万円の助成を行っております。

次に、268ページ、第4目 スクールカウンセラー事業費では、予算現額15万9,000円に対しまして決算額は15万6,400円で、執行率は98.3%となっております。この費目の支出は、斑鳩南中学校に配置しております心の教室相談員1名に係るものであります。また、本年度も引き続きスクールカウンセラーも配置しておりますが、これに要する経費につきましては、県が負担しております。

また、いじめ、暴力行為等の児童生徒の問題行動などにつきましては、依然として教育上の大きな課題となっており、児童生徒の問題行動などの要因背景にはさまざまなものが考えられます。こうした問題行動などに対しては、その未然防止に向けて児童生徒が社会性や規範意識を身につける取り組みを教育現場でより充実させるとともに、関係機関とも十分連携をとりながら、個々の児童生徒に対するきめ細やかな支援、指導を行うことが重要であります。

まず、スクールカウンセラーの配置では、引き続き専門的な知識経験を有する臨床心理士のカウンセラーを県の教育委員会から斑鳩中学校に派遣をいただき、児童生徒のみならず保護者教員等からの相談を受けており、それぞれの問題の対応に当たっていただいております。また、心の教室相談員の配置では、南中学校に心の教室相談員を配置し、友人関係や家庭での親子関係、または教室の授業に入れられないなどの悩みを持つ生徒が気軽に話せる相手として、相談に乗りストレスを和らげることによって心のゆとりをもたせることができるよう努めております。

次に、269ページ、第2項 小学校費であります。

まず、269ページから270ページの第1目 学校管理費は、予算現額2億2,271万8,000円に対しまして決算額は1億1,858万6,706円で、執行率は53.2%となっております。正規職員の学校給食調理員の給与を、学校管理費から保健体育費へ予算執行を変更しておりますが、平成21年度より執行額が増となっております。また、斑鳩小学校の本館西棟、資料館、斑鳩西小学校の北館東棟、北館西棟の耐震補強工事について、工事請負費等の予算6,510万円を平成23年度に繰越明許したことから、執行率が低くなってございます。

269ページから270ページにかけましての教育環境の整備・充実については、まず、269ページの小学校の運営で、小学校の事務運営に必要な経費を支出しており、この中には、自動体外式除細動器や緊急地震速報受信装置のサーバー利用料も含まれております。

次に、小学校の維持管理では、支出管理に係る経常的な経費となっております。

270ページ、校舎の耐震補強では、児童が安全で快適な環境で学習できるよう、学校校舎の耐震補強工事を計画的に進めており、平成22年度は斑鳩小学校の本館東棟及び斑鳩西小学校の本館東棟の耐震補強工事を実施するとともに、斑鳩東小学校の校舎・体育館の耐震診断を行いました、

また、遊具の改修を計画的に実施し、さらに各小学校の教室に扇風機を2台ずつ設置するなど、子どもたちが安心して快適に学校生活を送ることができる環境づくりに努めております。

次に、270ページの教職員研修の実施であります。学校教育の成否は教員の資質によるものであり、教員養成、採用、研修の各段階を通じて教員の質の向上を図ることが求められております。教員には、教員の職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めることが求められており、国や県、教育委員会及び郡単位や町単独でそれぞれの役割や段階に応じて研修を実施しております。教育職に必要なとされる基礎的な素養はもちろん、高度な専門性と実践力を身につけるための研修を行うことで、教職員の人格形成も含め教職員の資質が向上され、複雑・多様化する学校現場の諸問題に対応できる教員となるよう養成をしております。

続きまして、271ページ、第2目 教育振興費では、予算現額6,194万9,000円に対しまして、決算額は5,180万9,480円で、執行率は83.6%となっております。前年度の平成21年度では、国の地域活性化経済危機対策臨時交付金を利用したICT環境の整備により、校内LAN及び主要デジタル受信設備の整備を行ったために、平成22年度では執行額が減となっております。

271ページは、274ページにかけての時代に応じた教育内容の充実といたしまして、国際理解、情報処理、環境との共生、福祉への理解等、時代のニーズに対応した教育活動の展開を図りました。

小学校に入学した児童が学校生活に適応できずパニックを起こしてしまう、いわゆる小1プロブレムや、小学校を卒業し中学に入学すると学習理解力が落ち不登校がふえるなどの中1ギャップなど、学校が抱える課題は複雑化多様化しております。町では、早期に学校生活の基本となる学習習慣や生活習慣の定着を図り、きめ細かな教育を実現するために、先ほど申しあげました小・中連携に加え、平成21年度には小学1年生、平成22年度からは小学1年生から3年生までと中学1年生を対象に、1クラス30人とする少人数学級を導入しております。平成22年度では、斑鳩小学校の1年から3年、東小学校の2年から3年、斑鳩中学校の1年、そして斑鳩南中学校の1年で30人学級の編制により、クラスが増となっている現状でございます。少人数の学級を編成することで、子どもたち個々に応じて時間をかけた丁寧な指導ができるなど、落ち着いて授業に取り組める環境づくりに努めております。

271 ページ、人権教育の推進では、児童全員がお互いの人権を正しく理解・認識し、よりよい人間関係を育成し、ともに生きる力を育てるよう努めるとともに、272 ページ、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級児童の保護者の経済的負担軽減のため、支援を行っております。

また、273 ページ、児童の自主性や個性を伸ばすため、特別活動の推進では、学級活動やクラブ活動等に引き続き助成するとともに、日本伝統文化の学習では、金剛流の能の指導やお茶の学習を行っております。

次に、274 ページの小学校講師の配置では、町費講師10名の配置により、特別支援教育及び少人数指導の充実を図りました。なお、平成21年度は事務局費で予算執行していましたが、平成22年度からはこの科目での執行となっております。

次に、学校図書整備では、児童の読書習慣の定着の向上を図るため、文部科学省が示す標準冊数の確保に努めながら、内容や資料が古い書籍につきまして、リユースあるいはリサイクルしながら、学校図書室の機能向上を図っております。また、児童生徒の読書活動の充実及び学校図書館の計画的な利用は、各小・中学校において全校一斉の始業前や授業中の読書活動、図書の読み聞かせ及び町立図書館の学校への図書の貸し出し等の連携など、児童生徒の読書活動を推進する取り組みを行っており、特に斑鳩西小学校では、こうした活動が認められまして、子どもの読書活動優秀実践校として文部科学大臣表彰を受けたところでございます。

また、275 ページの要保護・準要保護児童就学援助では、経済的に就学が困難と認められる児童の家庭に対しまして、学用品や校外活動費、給食費などについて援助し、その負担の軽減をしております。

次に、276 ページから277 ページにかけての第3目 保健体育費では、予算現額7,970万4,000円に対しまして決算額は7,845万7,713円で、執行率は98.4%となっております。

まず、276 ページ、児童の健康増進では、児童の疾病の早期発見のため、健康診断を実施するなど、児童の健康維持に努めるとともに児童の心身の健康増進及び管理に努めております。

277 ページ、学校給食の充実では、学校給食の実施に際しまして、強化磁器食器の使用や学校栄養職員の配置、ジャガイモ、サツマイモ、ナス、エンドウマメなどの地場産物の使用、食物アレルギーへの対応等行いながら、給食の検食あるいは給食調理員の

赤痢菌等の検便の実施、施設や調理機械・器具の衛生管理の徹底に努めております。斑鳩西小学校と斑鳩東小学校においては、学校給食業務を外部に委託をしているところでございます。

また、給食費の一部助成を継続し、保護者の負担軽減を図ったところであります。

続きまして、278ページからの第3項 中学校費であります。

まず、278ページから279ページにかけての第1目 学校管理費では、予算現額1億3,729万1,000円に対しまして、決算額は9,726万4,655円で、執行率は70.8%となっております。斑鳩中学校の本館東棟の耐震補強工事について、工事請負費等1,955万円を平成23年度に繰越明許させていただいたところから、執行率が低くなっております。

まず、278ページから279ページにかけての「育環境の整備・充実についてであります。中学校の運営では、運営に必要な経費を支出しており、小学校と同様、この中には、自動体外式除細動器や緊急地震速報受信装置サーバーの利用料が含まれております。

次に、中学校の維持管理につきましては、施設管理に係る経常的な経費等となっております。その他、放送設備の改修等、施設の修繕等を行ったところであります。

また、校舎の耐震補強では、中学校においても、生徒が安全で快適な環境で学習できるよう、学校校舎の耐震補強工事を計画的に進めておりまして、平成22年度は、斑鳩中学校の北館西棟、体育館の耐震補強工事を実施しました。

この結果、中学校2校の耐震化は平成22年度末で、9棟中8棟が済んでおり、耐震化率は88.9%となっております。

次に、279ページの教職員の資質向上では、小学校費と同様、教職員に対し研修を実施いたしまして、教職員が必要とする基礎的な素養、実践的な指導力を身につけていただくよう努めたところでございます。

続きまして、280ページから284ページの第2目 教育振興費では、予算現額3,994万9,000円に対しまして、決算額が3,287万7,850円で、執行率が82.2%となっております。

280ページから283ページにかけての、時代に応じた教育内容の充実といたしまして、総合的な学習の時間を通して、キャリア教育や情報処理、環境との共生、福祉への理解等時代のニーズに応じた教育の展開を図っております。まず、生徒がみずから学

び、みずから考える能力や社会に主体的に対応できる能力の育成を図るために、文化活動や部活動、校外活動に対し、引き続き助成を行い、また生徒の人権教育についても、その都度適切に指導を行うなどの人権教育の推進を図っております。

次に、281ページ、特別支援教育の充実では、特別支援学級入級生徒の保護者の経済的負担を軽減するために、学用品や給食費等の支援を行っております。

次に、282ページ、特別活動の推進では、部活動や体育大会、文化活動などの特別活動について引き続き助成をしております。

また、283ページの中学校講師の配置では、町費講師5名の配置により、少人数指導及び教科指導、小・中連携教育の充実を図ったところでございます。なお、小学校費と同じく、平成22年度からはこの科目での執行となっております。

さらに283ページの学校図書の整備では、生徒の読書習慣を定着させるために、読書活動が積極的に推進できるよう図書を購入し、学校教育に必要な情報や資料の収集等、学校図書室の機能向上を図っております。

284ページの要保護・準要保護生徒就学援助では、学用品費や校外活動費、給食費などに援助を行い、保護者の経済的負担の軽減を行っております。

続きまして、285ページ、第3目 保健体育費では、予算現額3,757万6,000円に対しまして、決算額は3,714万3,742円で、執行率は98.8%となっております。中学校におきましても、常に健康な状態で学校生活を送れるよう、健康診断等を行い、健康管理に努めるとともに、学校給食につきましても、小学校と同様、安全で安心な栄養バランスのとれた給食の提供に努めました。両中学校とも調理業務につきましても、民間に委託をしております。また、保護者の負担軽減を図るため、給食費の一部助成を行っており、また給食設備の良好な維持管理に努めております。

続きまして、287ページ、第4項 幼稚園費であります。

第1目 幼稚園費では、予算現額1億1,973万円に対しまして、決算額は1億1,877万5,788円で、執行率は99.2%となっております。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであります。平成20年3月に改正がされ、平成21年4月から実施された幼稚園教育要領に基づき、遊びを中心とした、生活の中で一人ひとりの個性に応じた総合的な指導を行い、人間形成の基礎となる豊かな心情や想像力、物事に自分からかかわろうとする意欲を培っております。

287ページから288ページの教育環境の整備・充実といたしまして、幼稚園の運営では、幼稚園教育職員に係る人件費のほか、特別な支援を必要とする園児に対応するための補充などに10人の臨時講師を採用し、幼児教育の充実を図っております。

さらに、園の運営に必要な経費の支出を行い、その中には、自動体外式除細動器や緊急地震速報装置サーバーの利用料も含まれております。また、幼稚園施設の維持管理では、施設整備として、園児の安全安心を図るため、修繕を含めまして、施設管理に係る経常的な経費を支出しております。

次に、289ページの園児の健康増進では、健康診断を行うことで適切な健康管理を行い、園児が安心して園生活を送ることができるよう努めており、幼稚園就園の奨励では、町立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、保護者の所得状況に応じて、経済的負担を軽減するとともに、私立幼稚園間における保護者負担の格差の是正を図ることを目的として、就園奨励事業を実施しております。

また、幼稚園園長の配置では、小学校や幼稚園教育の現場において豊富な経験と知識を有している園長を平成21年度から各園に配置したところでございます。

続きまして、290ページからの第5項 社会教育費であります。

まず、第1目 社会教育費では、予算現額4,499万2,000円に対しまして、決算額は4,300万7,041円となっており、執行率は95.6%となっております。主な支出といたしましては、職員4名の給料等、人件費となっております。

291ページの啓発活動の促進では、平成9年に制定した町民憲章にうたわれている人権を尊重し、心のふれあいまちをめざすことを日々の暮らしに生かしていくためには、あらゆる人権についての基本的な知識を学び、そして理解し、人権感覚としての豊かな感性を身につけ、自分自身と自分以外の人の人権を守るための実践力を身につけることが重要であることから、一人ひとりが自分自身の課題として、人権問題についての学習を深めていただくため、人権セミナーを年計6回開催をいたしました。

次に、平和展の開催につきましては、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さを伝えるとともに、平和の大切さを知っていただく機会として町立図書館において、8月1日からの1ヵ月間、戦争と平和に関する図書の展示を行いました。

次に、292ページの生涯学習推進体制の確立についてであります。住民の生涯学習に対するニーズが多様化する中、学習機会の提供等を行うとともに、社会教育を推進する指導者の充実を図るため、社会教育指導員を設置し、住民や活動団体の方々に対して

社会教育についての適切な指導助言を行うことにより、その活動が充実するよう努めました。また、社会教育活動の促進支援では、各種社会教育団体の活動に対する助成を行いました。

次に、地域ぐるみでの育成支援についてであります。子どもを取り巻く環境変化、地域の子育て機能や教育力が低下しているという状況において、学校の子どもたちが放課後に安全で安心して暮らせる居場所を確保し、さらに地域の方々の支援を得て、さまざまな体験や交流をすることにより、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するため、町老人クラブ連合会、婦人会、元気クラブいかるがなどの団体の協力を得まして、放課後子ども教室を開催いたしました。

次に、家庭教育の充実についてであります。家庭は、子どもたちが最も身近に接する社会であり、家庭での教育は基本的な生活能力、自制心や自立心、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどの基礎を育むものであり、学校や地域社会での子どもたちの活動にも影響を与えるすべての教育の出発点であります。また、家庭教育は本来親の責任と判断において、それぞれの親の価値観やライフスタイルに基づいて行われるものではありませんが、先ほども申しあげましたように、家庭の教育力が低下している状況においては、個々の家庭だけに委ねるのは適当ではなく、社会全体の問題として、積極的に家庭における教育力の充実を図っていくことが求められてきております。このような状況の中、今まさに子育てに奮闘されておられる保護者の皆様並びに各地域で活躍されている方々を対象といたしまして、親が主体となった家庭教育学級を各校・園単位で開設いたしました。

また、日常生活において、学校や家庭では体験しにくい自然や社会での体験を通じて自己の知識を広め、集団での役割分担を積極的に行えるよう、自主性や協調性と社会性を育む場として、小学校4年生から6年生を対象としたホリデイ学園を開校し、60名の児童の参加を得る中、公民館を中心に活動し、調理実習、環境学習、レクリレーションや清掃活動といった体験学習を実施いたしました。

次に、293ページの成人式の開催についてであります。20歳となったあるいは年度中に20歳になられる青少年を祝い励ますため、いかるがホールにおいて開催をしたところでございます。今回の成人式の対象者は274人で、当日の出席者は224人でありまして、出席率は81.8%となっております。

続きまして、294ページ、第2目 公民館費であります。予算現額7,361万3,

000円に対し決算額は7,249万152円で、執行率は98.5%となっております。現代社会においては、人々が自発的意志に基づいて人生のあらゆる段階に必要なに応じて自己に適した手段及び方法を自ら学び、選び、学習ができるよう、多様な学習機会を提供することが強く求められております。公民館は、そうした住民の学習需要に応える中核的な役割を果たす施設であることから、住民の身近な学習交流活動の場として親しまれる運営を行うとともに、施設の維持管理に努めました。

中央・西・東公民館の利用状況といたしましては、294ページ中段の公民館の運営にある表のとおりでございますが、1日当たりの利用者数は、3館平均で約340人となっております。昨年度より若干ではありますが、増加している状況であります。

次に、公民館の充実についてであります。中央公民館は、昭和58年に完成して以来、先ほども申しあげましたように、住民の多様な学習機会や集会の場の提供など、地域における住民の学習需要に総合的にこたえる社会教育施設として、その中核的な役割を果たしてきましたが、施設や設備の老朽化が全体的に進んでいることから、平成23年度から25年度において大規模改修を行うための検討及び実施設計業務を行ったところでございます。

次に、296ページの学習機会の充実についてであります。公民館教室の開催では、知識・技能の習得を通じて教室生相互の交流を図りながら、生涯学習としての生きがいづくりの機会を提供するために、10の公民館教室を開催したところ、174人の受講生がありました。次の生涯学習の開催では、生活・経済講座、文学講座、歴史講座を計11回開催したところ、延べ375人の受講者があったところでございます。これら公民館における学習成果の発表の場として、前のページ295ページにも書いておりますように、3月18日から20日の3日間、中央公民館を中心に公民館まつりを開催する予定でしたが、東日本大震災の発生に伴いまして、諸事情を勘案する中、中止とさせていただきます。

続きまして、297ページ、第3目 文化祭費であります。予算現額124万3,000円に対しまして、決算額116万7,972円となっております、執行率は94.0%となっております。

芸術・文化の振興と芸術・文化に接する機会の提供や意識の向上を図ることを目的として、斑鳩の里文化芸術祭を10月30日から11月3日の4日間、いかるがホールにおいて開催いたしました。式典をはじめ、お茶会、美術展覧会、菊花展などに加え、記

念アトラクションとして、斑鳩東小学校の児童によります東小ソーランを披露していただくことで多くの保護者にも会場のほうにお越しいただき、文化芸術に親しんでいただきました。

次に、298ページ、第4目 文化財保存費であります。予算現額2,283万3,000円に対しまして決算額は1,809万2,470円となっております。執行率は79.2%であります。まず、文化財の維持管理といたしまして、町が管理しております文化財のうち、町史跡・駒塚古墳や史跡中宮寺跡の草刈り等の管理業務を委託により実施いたしました。

また、町内遺跡の発掘調査といたしまして、中宮寺跡周辺遺跡と法輪寺の旧境内遺跡における個人住宅等の建築に伴う緊急発掘調査2件の実施と、国庫補助事業により平成14年度に実施した発掘調査の成果概要を報告書にとりまとめました。

次に、299ページでございます。文化財の啓発では、平成21年度に実施した史跡中宮寺跡における発掘調査により出土した軒丸瓦等の遺物を展示する町内遺跡発掘調査出土遺物速報展を1月22日から2月13日までの20日間開催したところ、567名の見学者に来ていただきました。また、史跡藤ノ木古墳の石室公開につきましては、秋季石室特別公開として、斑鳩文化財センター秋季特別展開催中の11月6日と7日の2日間開催し、1,322名の見学者に来ていただいたところでございます。

次に300ページ、中段でございます、史跡中宮寺跡整備に伴う発掘調査についてですが、南門推定地を含めた寺域の南域のほか、東域や北域の確認調査、金堂基壇の北西域と東域の確認調査を実施いたしました。平成23年3月12日、そして13日の2日間に現地説明会を開催し、これには320名の見学者に来ていただいたところでございます。

次に、301ページ、第5目 青少年野外活動センター管理運営費であります。予算現額103万3,000円に対しまして決算額60万8,134円となっており、執行率は58.9%と低率となっております。平成22年度も、7月1日から開館したところですが、7月14日に発生をいたしました大雨によりまして、センターへの進入路が一部崩落したことから、7月15日をもって閉館したところであります。なお、この進入路の復旧工事につきましては、平成23年度に復旧をしております。

続いて、302ページ、第6目 図書館管理運営費でございます。予算現額8,638万5,000円に対しまして決算額8,113万4,295円となっており、執行率

は93.9%となっております。

平成22年5月に開設した聖徳太子歴史資料室においては、平成9年の開館以来、収集に努めてまいりました約3,000点の斑鳩に関する貴重資料もあわせて一般公開することといたしました。平成22年度におきましては、利用者数は4,069人でありました。10月には開設記念講座として、戦前に西里にありました出版社鶴故郷舎についての連続講座を2回開催し、延べ84名の参加をいただいたところでございます。

次に、図書館の利用状況についてであります。305ページに記載をしておりますように、平成22年度の図書館利用者は20万5,932人となっております。なお、開館以来の利用者数の累計は281万6,529人となっております。また図書館の業績評価の目安となります図書の貸出冊数は、公民館図書室の貸出冊数も含めまして42万3,435冊、予約受付件数1万8,981件となっております。これはともに平成22年度、人口が2万人から3万人未満の町村の中では、全国2位となっております。

次に、303ページに戻っていただきまして、図書館サービスの充実についてであります。昨年に引き続き子ども同士が絵本を読み合うえほんのひろばや、成人を対象とした絵本講座の開催、ボランティアの協力によるおはなしだいすきなどを開催し、多くの方々に参加をいただきました。

次に、304ページでございます。図書館の蔵書は3月末現在15万7,560冊で、一般図書が12万250冊、児童書が3万7,310冊となっております。また、図書収集については、引き続き斑鳩町を中心とした地誌類の収集を行っております。

次に、305ページ、第7目 文化財活用センター管理運営費であります。予算現額3,232万3,000円に対しまして、決算額は2,729万4,977円となっております。執行率は84.4%となっております。

文化財活用センターの展示会につきましては、季節ごとに開催し、夏季と冬季の企画展とか、秋季特別展、斑鳩の古墳展の3つの展示会を開催するなどして、年間総数1万1,486人の入館者を得ることができました。また見学者に対しましては、より深く学習していただくことを目的に、斑鳩文化財センター常設展示図録等の4種類の文化財図書を刊行して一般頒布を行っております。

次に、309ページからの第6項 保健体育費であります。

第1目 保健体育総務費は、予算現額2,327万5,000円に対しまして決算額は2,275万9,571円となっており、執行率が97.7%となっております。

住民の生涯スポーツの振興を図るため、スポーツ大会の開催や各スポーツ種目の普及指導に努めている体育協会はじめとする競技団体等や、総合型地域スポーツクラブ元気クラブいかるがの活動に対して支援を行いました。

次に、310ページのマラソン大会の開催についてであります。健康・体力づくりを推進するため。斑鳩三塔健康走ろう会、いかるがの里法隆寺マラソンを2月11日の開催に向けて準備を進めておったところでございますが、早朝からの降り積もった大雪によりまして、まずは参加者の安全を考える中で中止としたところでございます。

次に、学校体育施設の開放事業では、地域住民にとって最も身近に利用できるスポーツ施設として、また地域のスポーツ活動の拠点として、小学校体育施設を土曜・日曜及び平日の夜間に住民に開放し、年間を通じて登録スポーツクラブなどにご利用をいただきました。今後も施設の有効利用に努め、生涯スポーツの振興を図ってまいりたいと考えております。

次に、311ページ、第2目 町民体育大会費であります。予算現額105万1,000円に対しまして決算額96万9,334円となっており、執行率は92.2%となっております。多くの住民が気軽にスポーツを楽しみ、スポーツを通じて交流を深め、住民相互の連携を図り、地域の一体感や活力を醸成することを目的に、町民体育大会を開催し、町内各地区より約3,000人の参加を得たところであります。今後も引き続き町民全員が一堂に会する最大のスポーツイベントとして、また住民相互のコミュニティづくりの場として、大会の運営充実に努めてまいりたいと考えております。

次に、312ページ、第3目 健民運動場費であります。予算現額1,379万2,000円に対しまして決算額334万5,609円となっており、執行率が24.2%となっております。生涯スポーツの振興を図るため、身近なスポーツ拠点として、健民運動場と天満池スポーツグラウンドの適切な維持管理に努めました。特に平成22年度では、国の地域活性化交付金を活用し、健民運動場の砂利の撤去及び砂塵、砂ぼこりの防止工事を行うこととし、12月議会で1,000万円の補正予算及び繰越明許費の議決をいただきまして、平成23年4月に工事を完了したところでございます。なお、健民運動場及び天満スポーツグラウンドの年間の利用状況は、1,422回、3万7,197人のご利用があったところでございます。

次に、313ページ、第4目 町民プール運営費であります。予算現額852万8,000円に対しまして、決算額740万7,729円となっており、執行率は86.

8%となっております。7月1日から8月31日までの2ヵ月間に約7,600人のご利用がございました。利用者の内訳といたしましては、大人2,736人、子ども4,864人となっております。町民プールの運営につきましては、安全確保の徹底を行いまして、特に幼児をはじめとする子どもの安全を図るために、保護者同伴での来場を徹底するためのチラシなどを配布し事故防止に努めるとともに、万が一の事故に備え、監視員をはじめとする関係者全員が開館前に救命救急講習を受講したところでございます。

続きまして、314ページ、第5目 すこやか斑鳩・スポーツセンター運営費についてでございます。予算現額2,449万9,000円対しまして、決算額2,419万8,598円となっております。執行率は98.7%でございます。本町のスポーツ施設の拠点として、住民の健康づくり、体力づくり及びレクリエーションの場として、また住民相互の交流の場として、適正な管理運営に努めました。アリーナ、武道場をはじめとするスポーツ施設の利用者は10万2,093人となっております。

最後に、315ページ、すこやか斑鳩・スポーツセンター緊急地震速報受信装置の整備であります。予測震度と到達時間を事前に音声で知らせることで、地震での利用者の被害の軽減を図るため、気象庁から配信される緊急地震速報を受信する装置を国の地域活性化交付金を活用し整備を行いました。今後も適切な管理運営に努めるとともに、住民のニーズにこたえるようなスポーツメニューの提供に努めてまいりたいと思っております。

以上が教育費についての説明でございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○里川委員長 説明が終わりましたので、第9款 教育費につきまして質疑をお受けしてまいります。

成果報告書の261ページから315ページです。

委員皆さんのほうからの質疑お受けいたします。小野委員。

○小野委員 261ページですが、教育委員会の運営ということで、毎月1回教育委員会が開催されている。全体のことがいろいろ協議されておりますが、通学路の安全確認で、年1回学校訪問を行ったということなんですが、そうした中でね、通学路としては余り適切でない、危険だなという感じを仮に教育委員さんが受けられたとき、またいろいろな方から聞かれて、それをこの年1回の学校訪問で感じられたときにね、その後、どのように、例えば教育委員会として、事業課というんですか、町へいろいろ話を持って行

かれるのかね、またその後のこと、どのように、全部安全やったというような感じで終わっているのかね、それらの資料あればちょっとお示し願います。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 今、通学路の安全点検ということでご指摘いただきました。これにつきましては、今おっしゃいましたように、教育委員会の委員さん、また学校の校長、またPTAの代表の方に来ていただきまして、当日午前中を駆けまして、通学路を点検して回るというものでございます。一応、当日は3班に分かれまして、小学校区を1単位にしまして、斑鳩小学校区、西小学校区、東小学校区という形で点検をしております。当日は事前に各学校のほうから、通学路の点検箇所等を事前に危ない、または注意が必要だという所をリストアップしていただきまして、それにもとづきまして、当日その確認をしておりますところでございます。その結果につきましては、その後皆集まりまして、通学路の点検をした結果ということで、その場で3班集まりまして、報告させていただいております。

その後、教育委員会事務局のほうでその結果等とりまとめまして、白線の薄い所とか、道路の白線が消えていて薄い所がありますとか、横断歩道の白線が消えている所がありますとか、また水路等の防護柵等が必要であります箇所がありますとか、そのとき指摘いただきました所を、各、建設課でありますとか事業課のほうに、また教育委員会のほうから依頼をさしていただいて、改善をお願いしているところがございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 思い出しました。私もPTAやっているときに、いろいろこういう通学路の問題でね、危険箇所という形で地区の委員さんとかに上げてもらって、それでそういう運営委員会とか、そういうものに移行していこうということでやってたなと思っておりますねけどね。その箇所を出されてね、それで危険だということで、防護柵とかね、そういうなんは早速施工されているんですか。その達成率というのはね、そら予算的なこともありますのでね、その年度に完成しないものもあると思いますのでね、交通安全の立場からの予算もあることですから、それらを工夫して早速そういう話があったときに実行すべきだと思うんですが、その達成率というんですか、100%そこで上げてきたやつが実際改善されたのかどうかいうことは、どうなんですかね。追跡調査しておられるんですか。

○里川委員長 清水教育長。

○清水教育長 毎年毎年通学路の安全点検をしているなかでですね、その都度、関係各課、主に事業部、都市建設部のほうに要望を上げる形になりますが、委員おっしゃいますように、予算の都合もある中で、すぐにはしていただける場合もありますし、後年度にさせていただく場合もございます、中にはその要望の中で、信号柱を設置してくれといった要望もあがってくる場合もございますが、その場合についてはすぐには対応はできない場合もございますけども、ほとんど、例えば柵でありますとか、ふたが緩んでいるとか、突起物があるとか、そういった場合には、即、役場のほうから100%で改善をさせていただいているというふうに考えております。

○里川委員 小野委員。

○小野委員 昨日、追手西の地区委員さんからということで話した箇所、教育長もそのときおいでだったと思いますので、建設課のほうで答弁していただきました。水路、確かに危険なんですよ。あれは、以前からそういう話をその地域では話しておられたんですね。それが草が出てきておるのもたくさんあるということでね、時季的なこともあると思うんですが、このパトロールをされるというか、そういう会議を開かれる時期もあると思うんですが。何年も前からああいう状態やからね。これらに乗ってきてなかったのかなと、今不思議に思っておるんですよ。このように毎年、校長、PTAそれから教育委員会ということで、そういう3班に分かれてやっておられたら、もっと改善は早いんじゃないかなという気がするんでね。ぜひともやっぱりそういう所がピックアップされたら、改善については早急にやっていただきたいし、あした建水の委員会ですから、その同じ地区でね、町道にね、神社の木がこうふさがってきているんですよ。これらについてはどうしたらよろしいんですかという相談を受けてましたので、私は決算の委員会でなくて、あすの建設委員会で町道の管理ということで提案しようかなとは思っているんですけどね、これらのこういう教育委員会でこのように通学路をね、ほとんどが通学路の話で来てますので、通学路の安全確認を1年に1回は必ずやっておられたり、またちらっとそのときに聞いていたんですが、その方たちも学校、西小へ話をして行って、少し工事区間の草を刈ってくれはったんかなというような、そんな感覚でおられたんですよ。どこがどうしたんかというのは、いつごろというのは聞いてなかったけど。だから、このようにやっていただいたら、早急にやってもらえるような、実のあるそういうパトロールになってほしいと思いますので、ぜひともお願いいたしておきます。

次に、262ページの、ちょっとこういうことを聞くのもどうかなと思うんですが、

学校教育指導主事の配置ということで、その内容ということで、教育委員会に学校教育指導主事を配置し、教育課程、教育指導など、学校教育に関する専門的・技術的な指導を行い、学校教育の振興に努めたということで、なるほどと思ってましてんけど、ちょっとこういうことを言うたら何ですが、現場というんですかね、各学校の管理職である校長、教頭の考え方とその指導方法が違った場合とか、いろいろなことがあって、その現場が混乱するようなことはないのかね、そこらの調整もしながら、そしてこの教育指導主事というんですか、これは当然実のある学校教育の振興に努めるということになっていると思うんですが、現場の管理職とこの人との位置関係というか、協力関係とか、それらについては教育委員会としてどのように考えて、どのようにしておられるのかね。どのような方針があるのか。トラブルはなかったやろうと思いますけどね。何かそういうことはなかったのか、心配してますので、その点はどうですか。

○里川委員長 清水教育長。

○清水教育長 今現在おられる学校教育指導主事につきましては、元町内の学校におられた校長先生が退職されて、今、従事しておるんですけども、そうしたこともありまして、町内の教育事情に通じておられるという中で、今、各学校におられます学校長、教頭の職につきましても、そうした意味でコミュニケーションがとれているというふうに考えております。で、各学校で目指す生徒の姿でありますとか、そうした若干の方針的なものは違いますけども、中身の一本筋の所については、当然同じ所で頑張っていたいておりますので、それについての指導等について、また人事の、例えば急にお休みになったり、その人事の補充等々についてのことについても、一手に引き受けていただいているということになります。特に、学校長とそういったもめているといったことについてはないということでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 私の取り越し苦労であるようお願いしておきますので。

それと265ページ、教職員の資質向上ということで講演会とか、また270ページ、小学校については、いろいろ教職員の研修実施されております。これは当然なんですけど、もう、このことに資質というか、その教職員以前の考え方でないかなというようなことをこの場ではっきりと申しあげますが、斑鳩小学校の教職員の人たちは、自家用車で通勤されている方がたくさんおられると思いますが、ご存じのとおり、その並松へ入っていくところには7時半から9時までですか、通学路につき進入禁止の看板があがってます。

だけど駐車場としては、その小学校の東南の隅にあると思うんですが、その教職員の方は皆、許可証を持っておられるんですかね。どうなんですかね。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 教職員の方につきましては、年度当初、転勤してくる者もおります。そういう者につきましても必ず許可証を取って通勤するとしております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 その許可証というのはね、その許可してもらっているというか、許可があった区間については、外から見てもわかるように表示しなければいけないと思うんですよ。それらはちゃんとやってあるのかなと思います。ただ、そのままずっと入られたら、ほかの人にとってみたらね、え、どっちやという感じもするんですが、その点も確認していただいていますかね。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 当然、許可証を取りましたときに、警察署からそういう指示もございますので、そういうふうに職員にも許可証をもらったときに、そういう確認をしているということではしております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 ここから本番なんですけどね。8時前ぐらいに、たくさん勤務先へ来られるんですがね。この中央体育館のそこから、車が混んでいるから、そっちからこう抜けてこられる方がたくさんおられます。「通り抜けできません」と前に書いてあるけど、教育者も通ってますね。私も通りますけどね。それで、こちら向きの信号が青になったら、25号線に入ってこちらへ来ます。そのまま前の信号は赤なんです、そのままずっと斜めに入ってくる車何台もいるんです。これらについてね、徹底してもらってください。こういうところであれなんやけど、教育者にもそれとなく以前にも言うて、気をつけてもらってくれと、危ない。だから、ちょうどこの道、国道へ入ってね、東進中なんです。そしたら停止線があるんですよ。赤です。あの信号のところについては何かややこしい以前はことがありましたけど、入ったらあきません。青になってから、国道が青になってから斜めに入るんですけど、それをもうこちらが青であるのに、こちらの国道は赤、そのままさっと入ってしまう。まことに危ないということ、私は何回か経験しているんです。また、その後、子どもらが通学してきているのもいますから、大変危険やし、あの子どもらもそれでいいのかなというように思いますのでね。これは徹底して申し入

れというか、議会でこういう話もあるということで、学校長にも、教職員にそういう交通ルールを守らないようなことでは、許可も下りないかもわからんいうてね、申し添えて、ぜひともお願いいたします。

次に、278ページで、ちょっとね、説明で聞きもらったんかもしれせんけどね。執行率が70.8%とか言うてましたね、学校管理費で、繰越明許ということで、こういう率になっているということで、どういう事業をどういう理由で繰越明許されたのかね、再度ちょっと説明していただけませんか。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 斑鳩中学校の本館東棟の耐震工事を行うための工事請負費等8,955万円を23年度、今年度ですが、繰越明許しております。そのことによりまして、低率となっております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 これは何か設計上遅くなったり、発注できなかった原因とかそれは何ですか。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 昨年の12月に補正、国のほうの経済危機対策交付金等がありましたことから、急ぎよ12月補正で予算計上させていただきました。で、工事につきましては、8月夏休みの施工ということでございますので、翌年度に繰越させていただいて、このことしの8月に工事をさせていただいたところでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 これは22年度の決算やね。昨年の12月に国のほうでついたので、補正予算で出したと。だけど施工するのはできないから、繰越明許したということやね。わかりました。ちょっとその昨年とか言われて、その年度から考えてたらわからなかったの、申し訳ないです。

○里川委員長 小野委員、まだもうちょっとありますね。

もうちょっとで済みますか。そしたら、小野委員の所で、ちょっと休憩もとろうかなと考えているんですが。小野委員。

○小野委員 292ページのね、家庭教育学級の開催ということで、この実施状況でね、この参加者の人数がちょうど半分になっている、21年度に比べて。これ何か原因があるんですかね。

○里川委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 家庭教育学級の開催につきましては、平成21年度につきましては、園・校の行事にあわせて家庭教育学級を開催しておりました。ところが、平成22年度につきましては、学校行事との調整も時間的に難しいという面もありましたことから、学校行事とは切り離れた形で学級開催を行ったところでありまして、その開催の案内文書を学校を通じて配布したところでありまして、それが十分な周知ができなかったということから人数減に減っております。

それで、今年度につきましては、その反省を踏まえまして、PTAと連絡・連携を図りながら、体験学習の開催を進めており、この9月30日にも廃油を使ったろうそくづくりを中学校の保護者を対象として開催する予定をしております。

このように今年度は昨年度の反省を踏まえ、学級の周知徹底を。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 まあまあ単純な理由で、何かその設営というか、単純なミスみたいな感じですけども、少なくなった原因がね。何か深い原因があったらね、やっぱりそれを聞かしてもらってね、改善することもせなあかんけど、単純な事務的なミスというか、それでの原因ですね。まあ結構です。

それとね、295ページのね、公民館分館活動の支援ということなんですが、公民館分館でというのは、先日の一般質問で、集会所のことで公民館分館ということが出てきたんですがね、あれは位置づけとしては、公民館分館という補助金がかかっていたんではないかと、その公民館分館活動というのは、それらの所で、何か活動しておられることに対する支援をされておって、その交付件数が昨年は18件という件数ですけれども、そういう性質のものでしょうか。ちょっとお聞きしたいんですが。

○里川委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 これにつきましては、各自治会の公民館におきまして、生涯学習にかかわる学習会を開催していただくことによりまして補助金でありまして、その件数が18件ということでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 生涯学習活動。そしたらね、それはまあ位置づけが公民館分館である、集会所のね、何個かは。そこで行われるから、それを支援しているんですか。それとも例えば錦ヶ丘の集会所でね、そういう活動をしようとしても、それは分館活動の支援とはならないんですか。分館活動という位置づけ、定義というのは、どういうものですか。

○里川委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 ここには分館活動となっておりますねんけれども、各自治会の集会所におきましてやっていただける事業に対しまして、交付をさせていただいております。それで、各自治会のほうへそういう通知はさせていただいております。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 違うのかなと思うんやけどなあ。課長、またこれはまたゆっくりと話さしてもらいたいと思うんやけどね。結局、これ補助金がね、公民館分館としての補助金が県から何ぼか来てて、それで町のほうでしたた、建てた集会所というね。それがあって、そこで分館活動をやってもらいたいという部分もあるのかなと思うんです。だから、それやったらまたそれであるし、分館活動、公民館分館と言うのは、位置づけがたくさんあると思うんです。だけど、分館ではない集会所もたくさんあると思うんです。だから、ちょっとね、そのそれに対する補助金という形がね、ちょっと私はなかなか合点がいかないし、透明性に欠けるんじゃないか、透明性というか、位置づけにですね、透明性じゃないですよ、今のは失言ですので、位置づけ、それを補助金を交付するということに対してはちょっと疑問がありますので、またこれはほかのところでいろいろとしたいと思います。

○里川委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 交付要項といたしまして、地区住民の学習の機会と学習意欲、連携、連帯意識の向上を図るとともに、公民館分館活動の推進に努めることを目的として、事業を実施する自治会に対して補助金を交付するということで、事業につきましては、婦人学級の開設、家庭教育学級の開設、高齢者学級の開設等でございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 その要項でということなんですがね、まあまあネーミングだけの問題かわかんけどね。分館活動と言われたら、なかなか集会所の補助金をいただいてね、建てている、私どものところやったらね、それに乗っていかれないんじゃないかなということも考えられるのでね。そこらはちょっと整理してもらえたらありがたいなと、そのように思います。もう結構ですので。

○里川委員長 委員皆さんもご質疑があると思いますが、ちょっと時間の区切りのいいところで、いったん休憩をとりたいと思います。3時5分まで休憩とさせていただきます。

(午後2時46分 休憩)

(午後 3 時 0 5 分 再開)

○里川委員長 再開いたします。

では、続きまして、引き続き第 9 款 教育費についての質疑をお受けしてまいります。  
辻委員。

○辻委員 287 ページの幼稚園費ですけれども、今現在、町長の方針で、小学生は 3 年、中学生 1 年までという、少人数学級を 30 人学級をしていただいております。これについては別に異論はないんですけれども、それまでの乳児期、それから幼稚園の 2 年間、3 歳児は 20 人やったと思うんです。で、4 歳児、5 歳児については 30 人を超えているというような状況だと思います。施設によってはいろいろ、東幼稚園でしたら、おそらく教室 30 人学級しようとしても教室が足りないという、いろんな要素はありますけれども、私としてはやっぱりそういう時代から 30 人、少人数の教育というのか、教育長、子どものあれで言われてましたように、必要ではないかということで、すぐにはなかなか難しいとは思いますが、例えば教室が足りない場合は複数でするとか、いろんな方策がありますけれども、今後の考え方ということで、このへんどのように考えているのか、お願いしたいと思います。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 これには経緯がございまして、以前は定員が 20 名、30 名という中で、抽選をしてたわけですね。抽選で双子の方が 1 人は当たって 1 人は落ちたというような意見もございまして、しばらくは 30 人やったら 30 人でも、その範囲でいけるんだったらいこうということで、33 名か 34 名ということにはなっていると思います。

だから、以前は募集をかけてですね、30 名やったら抽選をされたと思います。そのときに委員の皆さんからご意見があって、そういうのは 2 人か 3 人ぐらいたらとったたらええやないかということもございましてね。そういう状況が続いていると。

一番問題は、30 人学級ですけれども、36 人、40 人ぐらいになってきたら 20 人以上になりますけど、やっぱり 35, 6 やったら十何人ずつになりますから、そこらのことも考えたら、今、支障がなければ、こういう現状でね、またふえてくるとしたら、またそういうことも考えなきゃいけないと思ってます。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 いろいろこういう中ではかなり子どもさんの数もふえているという感じがしますので、今後そういうことも視野に入れながら、検討をしていただきたいというふうに

思っています。

それと301ページの社会教育費の青少年野外活動センターの管理運営ということで、これも以前から私申しあげさしていただいておりますけども、22年度はこれ、進入路の使えないということでゼロですけども、今年度の実績と今後の運営についてどのように考えてるのか、お伺いしたいと思います。

○里川委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 青少年野外活動センターの使用期間は、7月1日から9月30日までとなっておりますが、実態といたしましては、毎年9月の使用はない状況であります。今年度の今までの使用実績につきましては5件ございまして、その内訳といたしまして、町主催のホリデイ学園で37名、町子ども会連絡協議会で100名、町子ども会連絡協議会シニア部会で12名、一般の利用が2件で16名ございまして、すべて合計いたしますと165名であります。そして今後の運営につきましては、今までご利用いただいております利用者団体の意見を確認し、社会教育団体でも協議をしていただき、それらの意見を集約した上で、教育委員会に諮ってまいりたいと考えております。これらのことにつきまして、議会にも12月議会に報告をさしていただきたいと考えております。

○里川委員長 辻委員。

○辻委員 この野外活動センターも、もともと施設自体がもう老朽化してまして、大変危険というようなこともありますし、また進入路についても、こういう崩落するような場所ということもあります。また今、先ほど、農業のほうでイノシシが近隣に出ているということもある中で、やはりもう少し安全な所で委託するのか、いろいろな施策はあると思いますけども、今後やっぱり十分そういうことも踏まえながら検討してほしいというふうに要望だけしておきます。

○里川委員長 ほかに。飯高委員。

○飯高委員 最初に、261ページ、教育長の冒頭で、子どもたちの学力、というのは当然向上していかなければならないというのは当然ですけども。一方で体力の低下というのが言われてまして、私も以前に一般質問をさせていただきましたけれども。これは、強力的に今後とも取り組んでいかなければならない課題だなとは思っておりますけども、22年度においては、そういった関係について、どういう形で取り組んでいただいたか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 体力の関係で、最近の子どもたち、体力が低下しているということで、特に運動能力の向上ということで、教育委員会としましては、学校の体育の時間がありますとか、また小学校におきましては、雑巾がけをみんなでやるとか、そういうふうに、また縄跳びをやるとか、そういうことで体を動かして足腰を鍛える。体育の時間以外でもそういう形で取り組むということで、最近考えておりますので、ということでございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 なかなか体力の向上を、どう言うんですか、どこまでやったかというのはなかなか難しい点もございますので、今後そういった数値というのも難しいとは思いますが、やっぱり体力は向上しているということに対しての見方を、きちっとできるような形の体制をとっていただきたいなと思います。

それで、268ページ、心の教室相談員の配置ということで、南中に今、配置されているということでお伺いいたしましたけども、22年度、21年度からかなり相談件数が多い状態になっております。これ件数というよりも、人数ですか、回数ですかね。ちょっと聞かせていただけますか。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 相談件数でございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 対応されていると思うんですけども、その対応後、解消されたとかいう結果といのはあるんですか。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 まず、この相談件数につきましてでございます。昨年度18件ということで、これもご指摘いただいた所でございますが、相談員さんがカウンセラー室の相談の部屋で相談を受けた件数ということで、昨年度は18件ということになってございました。それ以外にも、相談員としては、放課後でありますとか、給食を食べた後でありますとか、相談を、子どもたちとそれぞれ話をしたいということで、受ける機会もあるということで、その回数もカウントするということでさせていただいております。その関係で22年度は62件という形で多くなっているということでございます。

先ほどありましたように、その効果でございますが、子どもたちが相談員とお話しすることでやはり心の垣根を取り除いて、親身に話ができるということで、その解消につ

ながっているということで、効果としては出ているというふうに思っております。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 わかりました。解消されているということで理解しておきます。

280ページ、人権教育の推進ということで、これについて、もうちょっと具体的にお聞かせ願いたいと思います。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 この人権教育の推進につきましては、15万6,000円でございますが、奈良県の人権教育研究会が編集しております「なかま」という人権の副読本がございます。これの購入費用でございます。この部分につきましては、中学校費でございますので、中学校の1年生に「なかま」の本を、今までは個人配付しておったところでございますが、平成21年度にその個人配付というよりも学校で保管をして、使うときに子どもたちに貸与するという形に変更になってございます。

その関係上、平成21年度から平成23年度と3年間をかけまして、1学年ずつ第1学年の本を買うわけでございますので、3年間かけて購入していらっしゃるところでございまして、22年度につきましては、1年生の人数掛ける480円ということで購入させていただいたということでございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 それと283ページ、学校図書の整備ということで、今先生方も生徒たちにいろいろ教えながら、こういう図書についても管理をしていただきたいと思います。子ども、今、以前に一般質問でもお伺いいたしましたけども、司書やっぱりこういったときにおられれば、またより生徒たちにも図書についての充実はしていけると違うかということで、お伺いしたんですけども。今司書についての考え方について、お伺いしたいと思います。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 小・中学校の各学校には、司書教諭を配置してございます。各学校で1人ずつ、専任ではございませんが置いていらっしゃるところでございます。そういうことでございます。

○里川委員長 飯高委員。

○飯高委員 専任のことについてお伺いしたいんですけども、また今後考えていただければと思います。

最後に、301ページ、先ほど委員さんが言われた、気になっているのが、やはりこの施設、青少年の野外活動センターですね。これについては、できましたらね、そういう形で運営できればいいんやけれども、やはりまずはやっぱり子どもたちの安全というのが第一に考えられるかと。今般やっぱり豪雨が降りますと、溢水とか、また山の形が崩れるという状態もありまして、そのたびに、今回も、工事、そういう形でしていただいたわけですが。今後、やはりそういった危険性があるということに対して、町としてはどう手当てをしていくんかということもあります。手当てをする場合におきましては、やはり工事の範囲、どの程度とか、いろいろとそういったこの存続していく場合においては安全性の確保するために工事をしなければならない。それよりもやはり先ほども委員さんからありましたように、代替というか、ほかに代わるような要素が必要になっていくかということありますので、これにつきましては、よくそういった面も比較しながら、また検討していただきたいと、私もそう思っておりますので、これは意見として言わせていただきます。以上です。

○里川委員長 ほかにございますか。伴委員。

○伴委員 まず270ページの小学校の教室の扇風機つけていただいた。これ100万円で1教室に2台ずつつけてくれはったと。これ各小学校と書いていただいていると。これ見ますと、279ページの中学校のこの教室扇風機の設置、こっちは200万弱のこれは扇風機つけてくれはったと。こう扇風機が小学校、中学校両方につけてくれはりましたけど、小学校のほうこれ金額は半分ぐらいになってますねんけども、これ各小学校で書いてありますし、このあたりどないな感じでんねやろ。ちょっと教えとくなはれ。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 小学校の扇風機につきましては、各3小学校、普通教室に2台、特別教室に4台。斑鳩小学校で68台、西小学校で56台、東小学校で62台、計186台と、今委員さんが申されましたように設置してございます。これにつきましては、当初100万円という予算の中で設置するというので、業者にもかなり協力をいただきまして、協力というか相談をいたしまして、安く設置していただいたところでございます。当初、斑鳩町の電気組合等も、ことごとございましたので、その中でも交渉さしていただきまして、安く設置していただいたというところでございます。

また、中学校につきましては、同じように、普通教室に2台、特別教室に4台。斑鳩中学校で90台、南中学校で72台、計162台設置してございます。この中学校につ

きましては、経済対策の臨時交付金ということで予算をつけていただきまして、その後入札という形で実施していただいたというところでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 町の単独のやつはまあ勉強してもろうて、そして非常に安価で、同じような性能のものをつけていただいたと。片方は国からの出てきたお金だったので、こういうような形で、台数は少ないねんやけど、金額は約倍になっておる。何やわかるような、何とも言えんところですねんけど、まあわかりましたわ。

その次に、296ページの公民館教育の開催、それのこの中央公民館の教室が3教室少ななってますんやけど、21年度に比べて、これは生徒さんといいますか、受講者の方の定員が集まらへんだからこんな形になっておるわけでしょうか。

○里川委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 この件につきましては、定員の6割を満たなかったら開講しないということになっておりまして、その結果、こういうことになっております。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 平成21年度は11教室、何とか同じように6割でも集まったけど、22年度は3教室も一遍に減ってしもたというような形になったわけですね。これは行政から見て、どういう原因でこういう形、何か値段とか受講料が上がったとか、そんな何かそういう原因があったのか。それとも同じ条件でもこないなったわけでしょうか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 これはもう公民館教室の中で、1年間卒業された自主グループが出てまいりますから、もうだんだんとやっぱりそういうこの下に書いているように、毛筆、初級韓国語とか、手芸、パンとお菓子、そういうようないろいろありますけども、やっぱりそういうものの中で、その講師をどういう先生を選ぶかというのは、これは難しい問題です。先生がよかったら、その教室は満杯になるし、またオーバーするし。そういう中で、やっぱり斑鳩町の場合は、もうかなり公民館教室がもう定着していますから、そしてその中でもう自主グループができてますから、水墨画でももう3つの団体が出たりですね。いろいろございますから、その辺の整理をしていかなかったら、何でももう募集したらええわということじゃなしに、やっぱり講師、できるだけ地元の斑鳩町の中でそういう先生方がおられるのか、そこらをやっぱりちゃんとしてですね、やっていかんと、今講師の先生でも、やっぱり郡山とか方々から来ていただいている先生方もおられますから

ね、その辺の整理をしていかなかったら、教室というのはなかなか埋まる場所は埋まるし、逆に、もう全然足らなところは足らんというふうになってくると思いますので。伴委員のおっしゃるように、とにかくそういう公民館教室として機能が保てるような環境づくりを考えていかなかったら、マンネリ化というのか、そういうこともございますし、そこらも十分検討していきたいと考えます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 今、町長のお答えで、ええ先生、それによって生徒が集まりも違うてくると。いろいろ活発にそれが行えるような環境づくり、また努めていただくようお願いいたします。

その次にすみません。310ページ、マラソン大会の開催ですねんけど、この22年度、雪で結局中止になったと。それでこのときに、早朝お電話いただいて、昼からはどないなるやわからんと。朝からのこの三塔の走ろう会はもう中止に決まりましてんと、昼からはちょっと検討してまんねんと、こういうようなお電話をいただいて、それ確か10時ごろか何かそのくらいにもう一遍お電話いただいたときに、もう中止に決まりましたと、安全が一番ですので中止にさしてもらいましたと、こういうような形で確かお電話いただいたと思いますねんけど。このあたりの、非常に天候相手に難しかったと思いますねんけど、遠方から来られる方のできるだけ参加さしてあげたいという気持ちもあったと思うけど、この辺のルールづくりというのは、その後、何か考えていただいておりますでしょうか。

○里川委員長 小城町長。

○小城町長 この関係については、当日9時50分に関係者を、会議を開きまして、この状況であれば、やっぱり雪の溶け具合とか、あるいは雪の関係でやっぱり東里から向こうのほう、いろいろと除雪をしてもらいましたけど、やっぱりこの状態ではもう無理だという判断を早くしようということで、もう9時50分に招集をかけて、10時にはもうマラソンも中止ということで、遠方から来られた方は法隆寺とか方々を見学されてですね、そういうこともやっぱり「こうして斑鳩に来たらやっぱり法隆寺とかこういう散策をできてよかった」という人もございますし、中には、「このお金を返してくれ」という人もおられましたけども、この辺だけはやっぱりはっきりと文書にうたっていかなかったらということでございます。

特にマラソンというのは、今東京もやられてですね、大阪もあるいはまた神戸、京都、

兵庫ということで、一番問題になるのはやっぱりこの人数制限です。なかで警察等関係と話しているのは、24年の2月11日にやるやつについては、私のほうは2,000人という話をしておるんですが、警察は1,500人という関係をおっしゃっています。やっぱり警察にとっても事故があったら大変なことですから、やっぱり2,000人と。それとできるだけこの国道の横断はないようにということで、今でもこの前の所を出発しますから、あれでもかなり車が渋滞するよってに、できるだけ何とかならんかという話もあるんですが、これだけは堪忍してくれと、これだけは認めてくれということで、まあまあ交渉をさしていただいております。一番問題は、安全をどう確保するかということが一番大事なことで、そういうことも伴議員もおっしゃるように、早くそういう周知徹底できるような、そういう要項をつくってまいりたいと思います。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 ぜひともそういう形でお願いしたいと思います。また中止になった場合、遠方からもう北海道から沖縄まで参加されて、本当に来られない県がないんと違うかと思うぐらい参加者の名簿を見せていただきますと、そういう形になってますんで、斑鳩のいい部分をまた見学して帰っていただくというような案内とかしていただければと思います。

最後に、314ページのすこやか斑鳩・スポーツセンターの充実ですねけど、これ私ちょっとこれ表の見方がようわからんのか、ちょっと教えてほしいんですねけど、この合計の欄の「有料」ですねんけど、平成21年度のこの3,961という数字がどこから出てきているのか、ちょっとようわかりませんのやわ。ちょっと教えていただけますでしょうか。

○里川委員長 佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 この表の21年度の有料に対する3,961というのは、3,961回、朝、昼、晩という形で利用された分を全部総合しまして記載させていただいているものでございます。

○里川委員長 伴委員。

○伴委員 えらい細かいことで申しわけございませんけど、平成22年度のやつは、この「うち有料」というやつをこう3つ足していけば2,968になりますねわ。ところが、21年度のほうはこの同じように足すと全然違う数字になりますねん。

○里川委員長 21年度の数字おかしい。

○伴委員 ほかの何か足してこうなるのか、ちょっとそのあたりがわかりませんねんわ。

○里川委員長 合計が、うち有料が上回っているというのが、21年度にありますね。それはおかしい話で。この表記が、21年度の有料の書き方が、合計数を上回っているということがおかしいですからね。何かの間違いやろと思います。

佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 すみません。今もう1回計算しましたら、21年度につきましては、「うち有料」につきましては、2,801ということになります。記載間違いでございまして、申しわけございません。

○里川委員長 記載間違いであったということですので、委員皆様、ご訂正のほうお願いいたします。合計数を上回る「有料」というのはないやろうと思いますので、21年度の合計の所の「有料」の部分を2,801というふうに訂正をお願いいたします。

以上でよろしいですか。ほかに。

小野委員。

○小野委員 先ほどの同僚委員なので、扇風機なんですね。わかったと言うてはるんやけど、私はわからないんですよね。それはこのことについてどうのこうのて言うんじゃないんですがね、これらが前例になったら困るなという、ちょっと老婆心ながら聞かしていただきたいと思うんですが。

まず、小学校は随意契約のような話をされてましたね、それでよかったのか。それで、随意契約だったら、何社から見積もりを取られたのか。そしてまあ中学校のほうは入札ということは、これはっきりおっしゃったんですが。その資金がどうのこうのというのはこれは別問題ですので、あったから入札にした、そしたら予定価格をどういう設定をしたんだという問題が出てきますのでね。それと設置されたときの施工されたときの時期ですね、同じような時期だったのか。またその品物も同一ぐらいのものも施工したのかね。もう少しね、その聞き方によったらね、お金がなかったから安くしてもらったんやと。お金があったから入札はしたんですよと。公平に入札はしたんですよと。だけど高くなったんですと。こんなんね、こういうことを前例で平然と今回議会が認めていたらね、またそういうことをやるんじゃないかなと。逆に勘ぐっていったら、入札が高く設定したのと違うかなと。そういう懸念もありますので、そこらは明確にした上で私は理解を示したいと思いますので、よろしく申し上げます。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 まず各小学校の設置でございます。当初予算としては100万円ということで、小学校を3校に扇風機をつけるということで業者交渉したところでございます。随意契約ということで、斑鳩町の業者、電気組合に入っている業者でございますが、指名願を上げている業者でございます。その業者につきまして、相談をして、交渉したところでございます。その中で、壁型の扇風機、定価で1万8,000円のものでございますが、これを設置するというところで協議したところでございます。その中で、業者が示しました100万の中でいけるということでございましたことから、契約させていただいたところでございます。設置時期につきましては、小学校は22年の5月でございます。

次に、中学校につきましては、先ほど申しましたように、入札で電気業者で上げている業者、5社を選定いたしまして、入札を行ったところでございます。設置時期につきましては、23年の2月でございます。設計としましては、壁型扇風機で、定価が1万6,500円という形で設計をしたところでございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 わかったと言おうと思ったけれども、わからんわ。課長、説明の仕方がちょっと考えてほしいわ。そなんね、100万円でできひんかなて、こんだけでできひんかなて業者に言うてね、業者が何とか泣いてやってくれたと、町内のそういう組合やから、まあ子どもたちのためやと。片方はね、これ予算的にもできるからということで、そしたら、単純に思うんですよ。このときに1回100万でしているんやから、その単価で設計金額をしていけば、190何万にならへんねんねね。切るんやろな。数も少ないねんし。そしたら、予定価格より入札が上なんか、落札できないですやんか。そういう単純なことなんやからね、もうちょっと正直にものを言うてもろてるからありがたいけどね。これはね、その予算があったから高い目の、逆に見たらですよ。高い目でも認めたんやということでね、以前、今の副町長も、私の理論で上下水道部長のとき苦しんだことあるんですよ。低入札価格で調査せんなんときにね。それは流したから。次の設計単価は設定価格はこの値段で入札したらええやんかと。何億かの下がったやつで、部長もおるけど、2人ともその前で話したことあるんやけどね。まあね、こんなん最初にしてもらった人の厚意、電気組合ですか、その厚意をこう利用したら悪いと思うけどね、余りにもちょっとその差があるということやから、もうちょっと考慮してやらなあかんの違うかな。そら、公正な価格で、予定価格を決められて、それ以下でしたから、これ

1台の単価、単価自体また違うのかな。これは落札した結果、こういう1万6,500円になったということかな。違うな、もうちょっとそこら説明してください。

○里川委員長 清水教育長。

○清水教育長 ちょっとわかりにくい説明やったかもわかりませんが、平たく申しあげますと、小学校においては、予算がもう100万円しかないんやということで、業者さんをお願いして、186台ですか、これについて、単価そもそも定価といいますか、それが1万8,000円の物を186台ですから、それが100万円ということで5,000円ちょっとになってしまっている状況ではございます。これはもう無理無理泣いていただいたということがございますので、ありましたけども、中学校の場合ですね、定価1万8,000円のところ、予定価格のほうで1万6,500円ということで設定をさしていただいて、それによりますと267万ぐらいになるんですけども、それを入札の結果198万で落としていただいたということでございます。

この結果についてでございますけども、業者さんについては、100万円ですていただいたということはありがたいことである半面ですね、監査委員さんあたりに言わしますと、そういうことでそういう借りをつくってしまっているじゃないかという懸念があるということで、今後そういうことについてはいかななものかというご指摘もいただいている中で、今後やっぱりもうちょっと正当な価格ですべきであろうというふうには考えてございますので、その点ちょっとご理解を賜りたいと思います。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 今、教育長おっしゃるとおりやと思うんですよ。でね、あとひとつその泣いてもらった業者が落札してくれたんですか。どっちなんですかね。その点はどうか。別の業者なんですか。小学校と中学校とは別の業者なんですか。施工したのは。

○里川委員長 西川教委総務課長。

○西川教委総務課長 はい、別の業者でございます。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そしたらね、全く泣きっぱなしやね。せめてね、そこの業者が落としてくれたんやったら、ちょっとぐらいね、今度はちょっと儲けてもろたんかなという気持ちにもなるんやけどね。全くこういうことはね、絶対今後しないほしいな。結局、さっき貸しをつくったんやでということになったらね、やっぱり、返さなあかんのですよね。そのときに、やっぱり嫌なことが起きてくる可能性が高いんですよ。貸し借りがあった

らね。やっぱり公正な価格で設定して、公正な価格で、このときに予算的に100万でなかったらもうしょうないですよんか。それで公正な価格でその事業を進めていかないかん。だから業者にしてみたら、それでもなんぼか儲けていただいているんかなと思うねけど、それやったら、小学校のをしてもらった人には感謝状なりね、ものに全部その名前を入れて、「贈」という形を入れてもらってね、コマーシャル、宣伝してもらってもええぐらいですよんか、この値段差やったら。だから、監査委員さんからもそれだけの注意を受けておられるんやったらね、先に監査委員さんからそういうことも言われてますけど、こういう扱いをしましたということを、ここで言うてもらわなったら、さっきみたいな話でね、また物わがりのいい副委員長やからね、わかった言うてはって、そのままああ済んだでは困ると思うんです。だから、あえて私はくどくど言いましたので、このことはきちっと皆さん頭の中に残してもらいたいし、委員のほうも、このことで反対とは私は前もって言いませんから、このことでおかしいということは監査委員さんにも注意されているんやからね、そのことはしっかりと実施してもらいたい、そういうふうに思いますので、よろしくお願いします。

○里川委員長 私も、今の話の流れを聞いてて、ひとつだけ心配になったんですが、万が一ですね、国の会計検査が入ったときにね、こういう状態があったときに、何と言うんですか、国の交付金を使ってやったら高くて、町の予算でやって安かったとかいうときにですね、こんなん検査でひっかかる心配ないんやろかと思うて、今、話を聞いててちょっと思うたんですけど、会計検査なんて、そんな細かいところまでは検査を受けないんですかね。

万が一あった場合には、ひっかかるというような項目に当たらないのかどうか。私ちょっと今心配になったんで、ちょっと尋ねたいなと思ったんですけども。

清水教育長。

○清水教育長 私のほうから答えさしてもらいますけど、会計検査院、万が一入ったとしたしましても、中学校の扇風機の購入価格で監査に入ることになります。そこで他の事例等々、調べる場合がありますけども、そこで調べられるのは一般的に今申しましたように、定価だいたい1万8,000円のを設計段階で1万6,500円に定めたのと、それを例えば2万円に設定して、その定価よりも高い値で買っている場合についてはご指摘をいただくかもわかりませんが、それ以下の場合、それがもう極端に低い場合はあれかわかりませんが、こうした場合については、この事例について他

町村の状況でありますとか、世間一般の物価でありますとか、そういった場合で乖離してないといった場合については、そういったご指摘はないというふうに考えております。

○里川委員長 検査がOKやからええというような問題ではないんですけどね。ただ、やはり常にそういう意識をきちっと持って行財政運営をやっぱりやっていっていただくということを、今、委員から出た意見というのはとても重要なことだと思いますし、私たちは町の行財政の予算・決算などを所管させていただく委員会でございますので、その辺は今後きちっとやっていっていただきたいというふうに私のほうも思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員皆さんのほうで、もうほかにはございませんか。

そしたら、少しだけ私、お尋ねしたいことがございます。

成果報告書の295ページ、先ほど分館活動のことについてご意見があった委員もありましたが、私はちょっと別の意味で、以前に教育委員会のほうへ苦言を申しあげ、問題提起をしていた件がございます。分館活動、地域でのそういういろんな勉強していただくのに、講座や教室を開かれたら2教室以上開かれたらこういうふうに補助金を出すということでお聞きもしておりますが、ただ、以前ですね、説明の中に、当初2講座の予定やったけど1講座になってしまったけれども、半分だけ補助金を出したということで、じゃそれはどこにそういうことができることになっているんですかというたら、根拠が何もないということで、私は以前にそういうことでは困ると、要項なり内規でもいからきちっと整備をしておくようにというふうに申しあげた経過がございますが、22年度においては、どういう状況だったのか。そして私も問題提起をしておりまして、内々でその場その場の状況で判断をして1講座でも半分出すというような、OKを出すというようなね、ちょっと私から見たらそれはいい加減な取り扱いやなというふうに思ったんですが、その辺の整理について、その後していただけてるかどうか、内部で協議していただけてるかどうか、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

佃田生涯学習課長。

○佃田生涯学習課長 22年度につきましては、要綱どおり、確認する中で交付させていただいております。ただ今里川議員がおっしゃいました、その検討につきましては、まだ詰めまで至っておりませんので、今後詰めていきたいと考えております。

○里川委員長 特例的に、そういうことを行ったんだということであれば、今後はやらない。そうかやるのであればやるということで、認めるのであればそういう認めるという

ことをね、ちょっときちっと、やっぱり整理、きちっとしといてください。私たち、もしも住民さんのほうから聞かれたときにね、そんなはずじゃないとか言うて、それが間違ってたら困りますのでね。私らは例規集を見て、これを基準に、聞かれたら、これで調べてみて住民さんと話をしたりしますのでね。でもそういう内規とかあって、こうですって言われたら、それはそれでまた説明もつきますので、またよろしくお願いします。

それとですね、以前から私自身もいろんな場所で申しあげてきました。成果報告書の289ページにあります幼稚園園長の配置という所で、ここには幼稚園運営の充実を図ることから各幼稚園に園長を配置したと、こういうふうに書かれてたら、何かまた私もね、ええってちょっと疑問を持ったりするんですけども。教頭を引き上げてしまって嘱託職員の園長を置くという体制については、いろんな場面で私はそのことについて、問題提起をしてきてますが、こういうふうにして、わざわざ一般職のほうに教頭先生を出して、また新たにこれ980万ですか出して、わざわざ嘱託職員の園長を配置をする。そして配置をしていただきまして、ことしなんかでしたら、園長知らん間に替わってはって、私たちは行事があつて行ったときに、知らない、あれっと園長違うやんかと。替わっているというのがわかって、ちょっと驚いて一瞬ええっと思ったんですけどね。そういうことも知らない間に替わってはると。町立の施設なのに、一般職の方たちの異動やったら、私ら教えてもらってますけどね。町立の幼稚園やのに、職員の異動も教えていただけてないし、そんな中でやっぱり今後この問題につきましてはね、きちっとやっぱり考えていっていただきたいな。ことしから主任教諭というのを設けていただいて、いろいろ取り組みも考えていただいているのかなというふうには思っているんですけどもね。保育園にしましても、課長補佐級で園長という形をとっておられまして、きちんと管理職という立場で、各保育園で頑張っているのも私も見てきております。人事考課制度においても、管理職の課長補佐が部下を見ているという状況があるということでは、人事考課制度がどうであるかいうのは別としても、そういう体制が見えてると、よく理解できる体制ができているというふうには思いますが、どうも幼稚園に関してはその体制について理解しにくい、人事考課制度のときも何か私はひっかかって、ちゃんとできてないんじゃないかということで、嘱託職員さんがそういう考課をするというのはどうなんだという話もありましたけれども。今後この点につきましては、十分にきちっと考えていただきまして、よりよい幼稚園運営になるように、人事の問題は大切です。人というのが本当に人を育てていく、人の輪をつくっていく、こういう人

事というのは本当に重要な問題ですのでね。これにつきましては、今後も十分に検討をきちっとしていただきたいということを思っておるんですけれども、今の段階では、お答えしていただけないようであれば、別に結構ですけれども、お答えしていただけるのであれば、よろしくをお願いします。

清水教育長。

○清水教育長 幼稚園の園長についてでございますが、おっしゃるように、臨時職員で3園配置しております。それまではご存じのように、同じ校区、各園、小学校の校長が園長を兼務しておったという状況でございますが、専門的に教頭を配置することによって幼稚園の運営について充実していくという目的で置いているものでございます。で、以前おった幼稚園の教諭が、課長補佐級になって、教頭になってという状況もございましたが、今の見る中でやはり人材についてどうかということも考えて、管理職に上げるという中で、適当な人間がいるのかどうかということも含めて、やっぱり将来的には、またその幼稚園の教諭もだんだん高齢化していく中で考えていく必要が来る時代は当然来るのかなというふうには考えてございます。で、その中で、そうした管理能力がある者について、将来的に教頭にしていくのか、またほかの手を考えるのかということも含めて、今後は検討していく必要があるだろうというふうには考えております。

あと、人事考課についてでございますけれども、人事考課につきましては、やはり毎日その園の中で、その各職員の見ている園長がやはり一番把握しているという状況もございます。直接考課をするのは、本庁に座っている課長でございますので、その中でやはりその日ごろ見ている園長のほうから、そうした勤務状況等々について参考に意見をいろいろ聞かしていただくのは当然のことだというふうには考えております。昨年につきましては、課長が各幼稚園教諭と個人面談を行う中で、そういった園長のご意見も参考にしながら人事考課をするという状況でございます。それですべてがベストなのかということは、いろいろな考え方があってもわかりませんが、そうしたことも含めて今後検討してまいりたいというふうには考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○里川委員長 災害などが起こったときにも、東日本大震災のときにも、保育園も1人の被害も出さずに、園がつぶれても被害が全く出ないという、そういう状況の中で頑張ってきた専門職の皆さん、私はやっぱりその専門職の皆さんが、この町の子どもたちを守るという意味では、今後も幼児教育、先ほど委員からも出ました幼児教育の重要さ、それと教育に携わる専門性、こういうものをやっぱり重視していただきまして、できる

だけきちっとした体制をつくっていただきたいということを願っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小野委員。

○小野委員 委員長が質問されて、また疑問が出てきたんですね。申し訳ない、もうないといながらね。とうのは、先ほど公民館分館活動というのは、何か委員長のあれでは、2教室以上なかったら、1教室しかなかったらとかいう、そういう視点で質問されましたけど。私はね、この公民館分館活動、先ほど私がいろいろ質問した中でね、これは公民館分館補助金要綱やったか規程やったかちょっと忘れちゃったけど、それにもとづいて地元の集会所に補助金を出して、建てた集会所、一般質問でもしましたけど、公民館分館としての補助金を使って、活用してというんですか、できた地域の集会所であるから、当然、公民館分館活動をしなくてはいけなかったんじゃないかなという、素直にそない思ってたんですよ。だから、その活動をしてもらうことについては、これは義務づけられているものかなと。それで、補助金を活動するときに義務づけられたものであって、その分館活動の、それで何か教室をなさいと。それでその中へ支援をしている。そういう形だったらね、先ほど委員長が言った、2教室以上とか、1教室やったらだめやとか、そういう話できないし、またその公民館分館の補助金を活用して建てられた集会所では全部そういう活動をしてもらわなければいけない。私とこの錦ヶ丘は、今の総務のほうからも地域集会所補助金という形で活用して建ててますので、私どもの会館の使用規則にはやはり町の補助金、それをいただいているから、町のほうで使われる場合、それは2番目、1番目は自治会ですから、2番目の優先順位ということで、きちっと謳っています。だから、分館として建設されたのは、効果があるというのは、私の一般質問の中で出してきてもらったからね。そういうもんじゃないんですかね。まあ、補助金を出すということは、その活動にもとづいた、何か活動をしなれば、ほかの活動をしているのに、公民館分館としての補助金は出していたらおかしいことになってくるからね、そういう流れがあったんじゃないかなと思うんですけど、その点はどうなんですかね。

○里川委員長 清水教育長。

○清水教育長 先ほど小野委員自身もおっしゃったようにですね、この補助金の名前がですね、公民館分館活動補助金という形でおっしゃられた県の補助金、公民館分館として建設した公民館ございますけども、その補助金、その分館というのと、この分館補助金と全く名前が同じになってますので混同してしまうことになっているのかなと思うんで

すけども。これはその6つある、分館扱いしている公民館に対する補助金とは別に、すべての地区の集会所で、さっき委員長も紹介いただきましたけども、年間で2教室以上開設して、それぞれ月2回以上実施することとか、いろいろ条件がございます。そういう条件をクリアをしていただければ、年間1自治会当たり3万6,000円の自治会に補助金を出しておるといった状況がございます。それで、先ほどありました合計64万8,000円という補助金も、18の自治会がそういった補助金を利用して、要は社会教育、生涯学習活動をしていただいているといったことございまして、その18の自治会に1自治会当たり3万6,000円補助する中で、合計が64万8,000円という形になっておりまして、先ほど小野委員さんご指摘もございましたように、このネーミングについては、ちょっと混同しないように、ちょっと今後検討する必要があるなというふうに考えてございますので、その点についてご理解を賜りたいと思います。

○里川委員長 小野委員。

○小野委員 そしたらね、念のためです。もう今はその規程がなくなっている。規程というか要綱がなくなっているんですが。そのときにそういう縛りがなかったんかね。例えばね、あの有名な言うたらおかしいけど、服部の集会所の問題ね、あれは麦作のそれを推進するために、国からの補助金、それらで建てられた最初の物件がね、そのことでいろいろな混乱が起きたんです。それで使ってないんやんかいうことでね。まあ、そういうことで、住民のためやから私はいいと思ったんやけど、正式に言われれば、まさしくそうなんでね。農協が残り、半分払ってたのはおかしいということね、それは当時いろいろ議論の中にあっただから補助金を出す代わりに、その目的があって補助金はあるんですよ。だから私はポツと思っているのは、公民館分館で建設された建物については分館活動しなければいけないんじゃないかなという縛りがなかったのかなということがあるんです。この分館、確かに補助金規程を、町長もいろいろ考えてもらって、また金額を上げるということもひとつの目的がありましたけどね。当時、公民館分館建てているところで、なぜお葬式ができるんだというような住民からの監査請求なり云々が奈良市のほうでも出てきて、それで公民館の分館補助規程というか、その補助金を改正して、改正してというか方向を変えて、地域集会所という形で、しかも五百何万までの頭打ちであったのを、半分まで1,500万円までということね、地域集会所の地域のコミュニティを図るために町長がそういう制度を新たに設けていると。だから、その最初はやっぱり窮屈ですよ、その公民館分館建設か何かその補助規程というか要綱があっ

たときのね、それを運用していく場合にはものすごく窮屈なんものがあるって、住民のためにということで補助率も上げるということで、これが今まで来ているんです。だから、やっぱりその補助金のことで麦作による服部の集会所、それを今度は公民館、この形で補助してそこへ上に建てるとか、それを潰すとかいうことに対しての住民監査請求もでてるんですからね。それらのことを思うたら、今、教育長は全くそれとはネーミングのことでということですが、念のため、そういう縛りがなかったんかだけ調べといてください。今持ってきておられないやろうし、今は使っていない規程ですから、過去の中にそういうのがなかったのかね。この、今、公民館分館活動の支援ということに対しては、教育長なりのおっしゃっているように、分館活動として、教育費の中から分館活動をしていただく自治会に対しての支援だと、そういうストレートな考え方でいかしてもらいますけど、念のため、それらにことについては調べておいてほしいなど、そのように思います。そういうことでどうですか。教育長、何か意見ありますか。

○里川委員長 清水教育長。

○清水教育長 おっしゃるように、いわゆる公民館分館6つさっきも言いましたようにございますが、その補助金を交付していただく条件に、そういった公民館の分館としての活動を通常どのぐらいする必要があるのか、それも条件がついているのかどうかについては、確認をさせていただいて、後日報告等をさせていただくということをお願いしたいと思います。

○里川委員長 かなり古い話になりますのでね、ちょっと調査してもらわなあかんで、それで委員よろしいですか。

○小野委員 けっこうです。

○里川委員長 ほかに委員皆さんのほうで何かございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶものあり)

○里川委員長 ないようですので、第9款 教育費についての審査を終わります。

これをもって、教育委員会所管に係る決算審査を終わらせていただきます。

以上をもちまして、当委員会に付託されました一般会計及び各特別会計の決算の審査を終わらせていただきます。

審査結果についてのとりまとめをさせていただきたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午後4時05分 休憩)

(午後4時10分 再開)

○里川委員長 それでは再開いたします。

次に、認定第3号、平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをさせていただきます。本案につきましては、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。よって、認定第3号、平成22年度斑鳩町一般会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをいたします。本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。よって、認定第4号 平成22年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをいたします。本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。よって、認定第5号 平成22年度斑鳩町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをいたします。本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○里川委員長 異議なしと認めます。よって、認定第6号 平成22年度斑鳩町大字龍田財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをいたします。本案については、当委員会として、認定すべきものと決

することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 里川委員長 異議なしと認めます。よって、認定第7号 平成22年度斑鳩町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをいたします。本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 里川委員長 異議なしと認めます。よって、認定第8号 平成22年度斑鳩町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

次に、認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りをいたします。本案については、当委員会として、認定すべきものと決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 里川委員長 異議なしと認めます。よって、認定第9号 平成22年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、当委員会として認定すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託をされました一般会計及び各特別会計の決算の審査を終わります。

審査結果のとりまとめにつきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思います。が、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 里川委員長 ありがとうございます。

それでは、町長のご挨拶をお受けしたいと思います。小城町長。

- 小城町長 委員皆様にはお疲れ様でございました。9月9日から12、13日、3日間にわたり、克明に決算の関係について、それぞれご意見をいただきました。特に、22年度の一般会計等につきましては、いろんなご意見をいただくなかで、また24年度に向けて、ひとつ改善するところは改善する、また新しく導入するところは新しく導入す

るということで、ひとつ関係を整理してまいりたいと思います。また後の認定第4号から後の6認定につきましても、満場一致で認定をいただきました。本当に、委員の皆様には、それぞれ、これからも特別会計等についても、老人保健事業とか、あるいは介護保険の関係等とか、公共下水の関係等については非常に厳しい財政がなっております。この関係等についても、国が、政府が、早くそういう点について我々のところに連絡が入るといふか、そういう措置ができるような環境を、早くしてほしいものだと思っております。いずれにいたしましても、これからは、厳しい財政の中でございますけれども、ひとつ創意と工夫を凝らしてですね、一生懸命がんばってまいりたいと思っております。本日は3日間にわたっての審議、本当にありがとうございました。

○里川委員長 皆さんにおかれましては、9日から3日間、非常に熱心に審査を賜りまして、本当にありがとうございました。

これをもちまして、一般会計及び各特別会計の決算審査を終了いたします。

なお、20日、火曜日、午前9時より、予算決算常任委員会を開催し、残りの付託議案の審査を行いますので定刻までにご参集をお願い申し上げます。

それではこれをもちまして、予算決算常任委員会を閉会させていただきます。

ご苦勞様でございました。

(午後4時18分 閉会)